

令和3年度 第3回 三重地方最低賃金審議会

日 時 令和3年7月27日（火） 午前11時～
場 所 津市島崎町327番地2
第二地方合同庁舎 地下共用会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達について

(2) その他

3 閉 会

【資料目次】	資料
(1) 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	1
(2) 令和3年賃金改定状況調査結果	2
(3) 委員からの追加要望資料	3
(4) 生活保護と最低賃金	4
(5) 地域別最低賃金額、未満率及び影響率	5
(6) 賃金分布に関する資料	6
(7) 三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移	7
(8) 2021 春季生活闘争賃金改定・回答妥結（最終集計）等	8
(9) 地域別最低賃金額改定の審議について（要請）	9
(10) 三重県最低賃金の改定に向けた要請について	10

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和 3 年 7 月 14 日

- 1 令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和 3 年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	28 円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	28 円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	28 円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	28 円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成 29 年全員協議会報告の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、

- ① 賃金改定状況調査結果第 4 表や春季賃上げ妥結状況等における賃金上昇率は、昨年より上げ幅は縮小しているが、引き続きプラスの水準を示していること、また、昨年度は、最低賃金の引上げ額の目安を示せず、最低賃金の引上げ率は 0.1% となったこと、
- ② 消費者物価指数は、横ばい圏内で推移しており、名目 GDP は、令和 2 年には落ち込んだものの、足下では一時期より回復していること、加えて、新型コロナウイルス感染症の感染状況については予断を許さないものの、今年度はワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なっていること、
- ③ 法人企業統計における企業利益は、足下では、産業全体では回復が見られる

こと、また、一部産業では引き続きマイナスとなっているものの、政府として、「感染症の影響を受けて厳しい業況の企業に配慮しつつ、生産性向上等に取り組む中小企業への支援強化、下請取引の適正化、金融支援等に一層取り組む」方針であること、

- ④ 雇用情勢は、令和2年には悪化したものの、足下では横ばい圏内で推移しており、有効求人倍率は1倍を超え、失業率も3%以下で推移していること、
- ⑤ 政府としては、最低賃金について、より早期に全国加重平均1,000円を目指すこととされているところ、①から④までの状況を総合的に勘案すれば、平成28年度から令和元年度までの最低賃金を3.0~3.1%引き上げてきた時期と比べて、今年度の状況は大きく異なるとは言えず、最低賃金をその時期と同程度引き上げた場合にマクロで見た際の雇用情勢に大きな影響を与えることまでは言えないと考えられること、
- ⑥ 地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、また、賃金改定状況調査結果第4表のうちAランクとCランクが最も高い賃金上昇率であった一方、雇用情勢については昨年においてAランクを中心に悪化したこと等を総合的に勘案する必要があること、
- ⑦ 最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを特に重視する必要があること

等を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、目安を十分に参酌することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和 3 年 7 月 14 日

1 はじめに

令和 3 年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の提示の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、現在も新型コロナウイルス感染症による影響は予断を許さない状況であるが、コロナ禍から 1 年余が経過した今、先行きを見通す環境は確実に変化していることから、今年度は、ワクチン接種や世界・日本経済の回復など昨年度とは明らかに異なる環境変化を見極めた上で議論を尽くす必要があるとの認識を示した。その上で、最低賃金を改定しないことは社会不安を増大させ格差を是認することと同義であり、中賃の役割からしてあってはならず、最低賃金の確実な引上げにつながる有額の目安を示すことで、セーフティネットとしての機能を果たし、最低賃金法第 1 条にある「国民経済の健全な発展に寄与する」という目的を達成すべきであると主張した。

さらに、日本の最低賃金は国際的に見ても低位であり、諸外国ではコロナ禍でも最低賃金の引上げを行っている中、グローバルスタンダードを見据え、ナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げるべきであると主張した。

また、エッセンシャルワーカーの中には処遇が高くない労働者も少なくなく、コロナ禍で懸命に働き続けている労働者の努力に報いるためにも、最低賃金の引上げを行うべきであるとともに、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスクや手指消毒液などの恒常的な支出増が、最低賃金近傍で働く者の家計に大きな影響を与えていることも考慮すべきであると主張した。

加えて、1 年余のコロナ禍により労働者の生活困窮度は深刻さを増し、緊急小口資金等による貸付はリーマンショックの 50 倍となっており、労働者は賃金を得て返済するしか術はないと主張した。

さらに、中小企業が賃上げしやすい環境整備に向けては、最低賃金引上げの各種支援策の拡充と各省庁が連携した周知や、中小企業が生み出した付加価値を確実に価格に転嫁できる環境整備が重要であり、政府も政策対応をはかっていることを踏まえて審議すべきと主張した。

以上を踏まえれば、「誰もが時給 1,000 円」を実現するため、今年度は「800 円未達の地域をなくすこと」「トップランナーである A ランクは 1,000 円に到達すること」の両方を達成する目安を示すべきであると主張した。併せて、最低賃金の地

域間格差は隣県や大都市圏への労働力流出の一因ともなっており、昨年度の地方審議の結果を見ても各地方は懸命に地域間格差の縮小の努力をしていることから、今年度は地域間の「額差」の縮小につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、最初の緊急事態宣言から1年3ヶ月経過し、足下では新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の兆候が見られ、第5波の到来が懸念されているうえ、休業要請等により経済活動が抑制された状況では、業況の回復はほど遠く、中小企業への貸付残高も上がっており、事業を立て直す上でも大きな負担となっていると指摘した。さらに、中小企業は、価格転嫁が困難であり、労働分配率も高いが、コロナ禍では、従前にもまして、賃金支払能力が乏しい状況にあるとの認識を示した。

また、最低賃金は、各種データによる明確な根拠をもとに、納得感のある水準とすべきであり、賃金水準の引上げなど、法が定める目的以外に用いるべきではないと主張した。

さらに、今年度は、コロナ禍における中小企業、とりわけ厳しい状況にある業種の中小企業の窮状を考慮すると、3要素のうち通常の事業の賃金支払能力を最も重視して審議を進めるべきであり、企業の業況が二極化している状況を踏まえ、平均賃金や平均的な状況のみに着目するのではなく、とりわけコロナ禍の影響が深刻な宿泊・飲食、交通・運輸などの業種における経営状況や賃金支払余力に焦点を当てるべきであると述べた。

経済界が事業の存続と雇用の維持に最大限努めた結果、雇用情勢が悪化する状況には至っていないが、雇用への影響がデータに表れてからでは手遅れであり、最低賃金の引上げが雇用調整の契機となることは避けるべきであることや、最低賃金の引上げによって、企業の人件費を増やした結果、倒産、廃業や雇用調整を招く懸念があり、そのトリガーを引くことになることは避けなければならないと主張した。

コロナ禍でも、賃金引上げが可能な企業は賃上げに前向きに取り組み、消費の拡大につなげ、地域経済の活性化をはかることが望ましいが、現状では、飲食業や宿泊業のみならず、これらと取引のある関連産業も厳しい状況にある。最低賃金の引上げは、危機的な経営状況の経営者にとって、雇いを維持したいという切実な想いを切り捨てるものにほかならないとの認識を示した。

以上を踏まえると、今は、「事業の存続」と「雇用の維持」を最優先すべきであり、今年度は、最低賃金を引き上げず、「現行水準を維持」すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年全員協議会報告の 3（2）で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」に配慮しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。なお、使用者側委員は、下記 1 の公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すように総会に報告することは適当でないとの意見を表明した。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記 2 のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙 1 と同じ)

令和3年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

(%)

ランク	産業計					製造業					卸売業、小売業					学術研究、専門・技術サービス業				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8

ランク	宿泊業、飲食サービス業					生活関連サービス業、娯楽業					医療、福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		計	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	
				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				7月以降も賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1

第2表 事業所の平均賃金改定率

(%)

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)	産業計	製造業	卸売業, 小売業	学術研究, 専門・技術サービス業	宿泊業, 飲食サービス業	生活関連サービス業, 娯楽業	医療, 福祉	サービス業 (他に分類されないもの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2		-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	2.4	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	-0.4	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.3	2.7	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.5	2.8	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	3.0	2.4	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.7 %	3.0 %	0.59	1.0 %	1.6 %	2.4 %	0.44	1.8 %	2.6 %	5.0 %	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0 %	1.4 %	2.5 %	0.54	0.7 %	1.5 %	5.0 %	1.43	1.0 %	1.5 %	3.3 %	0.77	1.1 %	2.3 %	4.5 %	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

【訂正後】 第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

(円、%)

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	R 2年 6月	R 3年 6月		R 2年	
計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	A	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
	B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
	C	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
	D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
	計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
女	A	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
	B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
	C	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
	D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
	計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

【訂正後】 第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

(円、%)

就業形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	R2年 6月	R3年 6月		R2年	
一般 パート 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
	計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
一般	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
	計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2
パート	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
	計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早 い	遅 い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計						製 造 業						卸売業, 小売業						学術研究, 専門・技術サービス業					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業						生活関連サービス業, 娯楽業						医療, 福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

- (注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
42.2	43.1

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	42.6	42.3
女性	57.4	57.7

3 年間所定労働日数（事業所平均）

(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

委員からの追加要望資料

- 決定初任給(高卒)の推移……………(P3)
- パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金……………(P4～5)
- 地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移……………(P6)
- 新規求人数の水準の推移……………(P7～8)
- 助成金の執行状況・周知状況……………(P9～26)
- 新型コロナウイルス感染症が家計に与えた影響……………(P27)
- 雇用調整助成金の業種別・都道府県別・企業規模別の支給実績…(P28～31)※
- 業種別の売上高営業利益率の推移……………(P32～33)
- 労働分配率の推移……………(P34)
- 春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率……………(P35)
- 希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種の状況……………(P36～37)

※目安制度の在り方に関する全員協議会における追加要望資料

決定初任給(高校卒)の推移

(単位：円)

年度	高校卒			
	区分 一律	(事務・技術)		(現業)
		差あり		
		基幹職	補助職	
平成28年度	164,828	167,370	159,246	166,617
29年度	165,977	167,090	159,497	167,568
30年度	168,286	170,104	161,889	168,085
令和元年度	168,696	170,298	161,058	170,066
2年度	170,663	174,719	163,383	171,892
3年度(速報値)	172,049	171,600	163,100	172,325

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 調査対象は、全国上場企業と上場企業に匹敵する非上場企業（資本金5億円以上または従業員500人以上）。
 2 令和3年度は速報値。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年平均	令和3年3月	令和3年4月
A ランク	東京都	1,217	1,239	1,223
	神奈川県	1,236	1,246	1,250
	大阪府	1,158	1,173	1,158
	愛知県	1,149	1,149	1,142
	埼玉県	1,146	1,147	1,144
	千葉県	1,158	1,169	1,154
	東京都	1,118	1,139	1,119
	兵庫県	1,134	1,132	1,148
	静岡県	1,093	1,104	1,089
	滋賀県	1,078	1,082	1,089
B ランク	茨城県	1,066	1,083	1,061
	栃木県	1,069	1,065	1,084
	群馬県	1,037	1,046	1,034
	長野県	1,022	1,019	1,010
	富山県	1,040	1,031	1,040
	三重県	1,069	1,055	1,067
	山梨県	1,045	1,038	1,031
	静岡県	1,052	1,050	1,059
	山形県	1,024	1,022	1,016
	石川県	1,028	991	1,014
C ランク	福井県	1,024	1,033	1,023
	岐阜県	1,076	1,087	1,103
	静岡県	1,025	1,019	1,022
	山口県	1,030	1,069	1,050
	徳島県	1,003	1,021	996
	香川県	1,047	1,047	1,045
	愛媛県	1,005	1,001	1,005
	高知県	1,034	1,028	1,047
	北海道	1,010	1,026	1,004
	北海道	1,001	1,007	1,002
D ランク	北海道	1,041	1,055	1,028
	青森県	1,000	995	987
	岩手県	967	979	975
	宮城県	973	979	967
	秋田県	988	978	987
	山形県	982	983	979
	福島県	987	987	975
	茨城県	990	997	988
	栃木県	961	974	960
	群馬県	971	980	967
全 国	埼玉県	945	946	934
	千葉県	955	963	963
	東京都	972	980	961
	神奈川県	928	925	924
	大阪府	938	949	963
	愛知県	946	960	947
	静岡県	1,010	1,036	1,006
	岐阜県	1,082	1,084	1,080
	富山県			
	石川県			

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、その平均額を1募集賃金として算出している。

パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額

(単位：円)

ランク	都道府県	令和2年平均	令和3年3月	令和3年4月
A ランク	東京都	1,157	1,174	1,161
	神奈川県	1,163	1,171	1,183
	大阪府	1,099	1,112	1,098
	愛知県	1,070	1,070	1,063
	埼玉県	1,083	1,085	1,079
	千葉県	1,097	1,104	1,093
	東京都	1,057	1,075	1,058
	兵庫県	1,071	1,069	1,081
	静岡県	1,034	1,043	1,033
	滋賀県	1,024	1,029	1,033
B ランク	茨城県	1,003	1,011	1,001
	栃木県	1,011	1,010	1,023
	群馬県	987	996	986
	長野県	971	970	960
	富山県	983	981	984
	三重県	1,013	1,005	1,013
	山梨県	983	976	973
	静岡県	990	987	1,000
	山形県	968	965	963
	福島県	970	943	961
C ランク	茨城県	968	974	969
	千葉県	1,015	1,025	1,038
	東京都	974	961	967
	神奈川県	973	1,003	988
	大阪府	958	974	948
	兵庫県	988	988	987
	福岡県	988	988	987
	佐賀県	955	961	954
	熊本県	977	976	988
	鹿児島県	969	976	988
D ランク	北海道	954	963	966
	青森県	970	963	953
	岩手県	950	981	962
	宮城県	950	947	937
	秋田県	924	937	929
	山形県	923	927	919
	福島県	936	932	938
	茨城県	932	935	928
	栃木県	935	938	928
	群馬県	935	938	928
合計	917	941	932	
	930	932	919	
	901	939	927	
	909	904	894	
	925	915	915	
	893	936	917	
	900	894	892	
	902	910	923	
	957	915	903	
	957	979	954	
	1,025	1,027	1,023	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 公共職業安定所で受理したパートタイム労働者の求人票に記載された時給の平均を算出したものである。なお、時給制以外のものについては、時給換算額を算出に用いている。
- 2 常用的雇用（雇用契約において雇用期間の定めがないか又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。））のパートタイム労働者を対象としている。
- 3 1求人票当たり1募集賃金として算出。なお、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなり、その下限額を1募集賃金として算出している。

地域別最低賃金額の最高額と最低額及び格差の推移

区分 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
① 最高額 (円)	708 東京	708 東京	710 東京	714 東京	719 東京	739 東京	766 東京 神奈川	791 東京	821 東京	837 東京
② 最低額 (円)	604 沖縄	605 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	606 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	608 青森 岩手 秋田 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	610 青森 岩手 秋田 沖縄	618 秋田 沖縄	627 宮崎 鹿児島 沖縄	629 佐賀 長崎 宮崎 沖縄	642 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 宮崎 鹿児島 沖縄	645 岩手 高知 沖縄
格差 ②/①×100	85.3	85.5	85.4	85.2	84.8	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1

区分 \ 年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額 (円)	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京
② 最低額 (円)	652 島根 高知	664 鳥取 島根 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	677 鳥取 高知 長崎 熊本 大分 宮崎 沖縄	693 鳥取 高知 宮崎 沖縄	714 宮崎 沖縄	737 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	761 鹿児島	790 青森 岩手 秋田 山形 鳥取 島根 愛媛 高知 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄	792 秋田 鳥取 島根 高知 佐賀 大分 沖縄
格差 ②/①×100	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

都道府県別新規求人数(季節調整値)の水準の推移

(2020年1月=100)

	2020年												2021年			
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全国計	100.0	104.0	101.4	78.1	84.8	90.4	85.4	88.3	91.0	86.3	93.7	94.6	89.5	87.0	94.0	90.0
Aランク	100.0	104.7	100.7	70.2	77.9	93.3	82.6	84.3	90.6	87.0	87.0	90.5	85.8	77.9	83.4	82.8
Bランク	100.0	113.2	112.8	77.7	72.8	83.6	92.5	79.8	87.5	92.4	80.6	96.6	97.5	89.8	94.2	87.5
Cランク	100.0	100.2	96.9	70.7	75.6	91.0	80.5	80.1	92.4	80.5	81.6	86.3	83.6	81.0	86.9	79.6
Dランク	100.0	101.6	101.5	78.5	79.7	82.0	79.2	79.7	80.2	78.1	79.7	81.4	85.8	84.6	84.3	87.1
東京都	100.0	102.5	100.4	72.7	81.8	84.4	83.8	85.7	84.9	84.7	86.7	86.9	90.9	87.8	85.7	87.9
神奈川県	100.0	104.8	101.2	74.6	81.9	86.8	84.1	88.7	88.9	77.9	89.8	88.8	86.8	79.7	88.4	81.8
大阪府	100.0	102.3	84.3	80.3	82.2	78.0	76.8	82.7	78.9	75.7	79.8	80.6	78.6	76.2	80.2	80.0
愛知県	100.0	106.1	100.0	76.5	77.4	84.3	85.4	87.4	86.7	83.4	89.4	91.4	86.9	83.9	91.6	90.4
埼玉県	100.0	108.7	110.8	82.7	91.5	101.2	90.8	92.8	110.2	96.5	99.2	105.7	89.6	90.2	103.6	97.2
千葉県	100.0	105.0	107.0	82.1	87.1	91.1	89.4	92.4	97.3	93.8	100.2	101.2	93.5	89.2	99.4	92.6
東京都府	100.0	104.5	101.3	77.2	82.8	88.5	87.2	86.9	91.1	87.2	90.3	89.0	90.8	88.1	93.3	97.0
滋賀県	100.0	119.9	112.5	100.9	108.7	106.9	103.5	106.2	104.0	99.8	105.5	103.0	95.8	98.3	113.0	118.2
兵庫県	100.0	112.0	109.8	84.2	90.3	94.6	91.8	91.2	93.4	92.8	92.9	91.9	90.6	91.3	94.2	95.1
静岡県	100.0	100.6	96.1	74.4	74.6	81.9	83.4	82.6	86.9	86.7	91.2	95.7	91.7	91.5	100.8	94.0
茨城県	100.0	103.7	96.2	78.8	86.7	87.8	82.9	87.2	82.7	76.9	87.0	87.5	76.1	91.3	93.0	89.3
栃木県	100.0	97.6	93.8	84.3	84.6	85.9	83.6	83.6	84.2	83.1	86.9	81.5	83.0	84.2	90.4	91.9
群馬県	100.0	96.9	91.1	64.5	73.4	80.0	79.2	75.2	84.8	85.6	91.6	93.2	81.7	91.3	97.7	83.3
埼玉県	100.0	119.5	112.6	90.6	107.3	100.3	99.4	104.9	102.7	100.9	109.3	104.3	96.8	96.4	105.4	102.0
岡山県	100.0	105.6	98.1	87.3	90.9	91.7	87.7	93.5	89.4	88.7	91.8	88.6	89.5	83.4	87.8	94.0
石川県	100.0	105.4	100.3	72.1	79.9	85.9	82.4	80.5	83.7	85.1	89.6	93.8	85.2	92.7	94.8	86.9
香川県	100.0	106.2	99.1	75.2	79.8	82.4	84.3	85.3	85.2	88.3	90.4	85.5	94.6	85.1	82.7	92.8
奈良県	100.0	108.9	101.9	89.5	96.1	96.3	90.4	95.2	91.4	88.9	91.5	88.7	89.8	87.3	95.8	100.6
宮城県	100.0	105.3	100.5	81.0	87.1	94.1	86.2	91.8	96.1	93.1	97.4	97.6	96.5	93.8	101.3	96.3
福岡県	100.0	104.1	103.7	78.8	83.3	90.9	87.6	88.9	92.3	92.4	93.4	97.2	90.3	91.1	98.2	91.9
山口県	100.0	102.6	99.8	92.0	95.2	94.7	94.6	93.6	92.9	93.3	93.9	91.3	98.5	93.5	99.9	100.5
岐阜県	100.0	101.3	100.6	78.2	83.3	89.3	89.7	89.7	95.3	93.0	94.2	96.2	93.4	86.6	93.5	90.7
福井県	100.0	112.8	100.3	86.1	92.1	99.1	89.5	89.8	94.3	93.0	95.1	97.4	91.0	96.0	101.3	107.9
和歌山県	100.0	101.5	91.9	84.3	84.8	89.5	88.4	86.5	88.9	90.4	87.5	90.1	91.8	83.6	93.2	91.9
北海道	100.0	104.0	99.6	89.8	93.8	94.5	91.1	92.8	94.4	92.1	93.9	94.8	91.7	88.8	98.1	99.2
新潟県	100.0	97.7	94.3	86.9	86.1	90.5	87.3	85.8	88.0	85.8	88.1	88.7	84.5	88.8	99.7	96.4
徳島県	100.0	98.6	99.2	73.6	95.3	92.8	87.4	89.1	97.0	91.8	94.4	96.4	91.6	89.3	94.9	90.3
福島県	100.0	102.0	98.2	75.1	78.3	86.3	86.2	87.9	88.9	87.7	89.9	89.4	91.2	83.3	92.3	91.7
大分県	100.0	119.2	105.2	95.5	100.4	99.7	97.2	104.3	99.5	100.4	106.1	98.5	91.3	102.8	101.0	106.0
山形県	100.0	105.9	98.2	84.6	86.5	91.1	83.6	86.1	86.2	83.6	90.7	81.7	101.0	91.1	98.2	101.9
愛媛県	100.0	102.6	95.8	80.5	93.8	92.4	90.6	94.1	92.3	89.6	93.7	90.3	87.7	92.2	92.2	91.3
島根県	100.0	99.4	96.3	85.2	87.5	90.4	97.9	86.1	87.2	91.4	88.2	86.9	89.9	90.9	96.0	106.7
鳥取県	100.0	106.5	97.2	88.3	90.8	90.6	94.6	87.8	89.0	92.2	93.4	90.8	94.2	90.4	97.5	100.8
熊本県	100.0	105.6	109.1	84.8	90.2	96.4	98.0	100.9	98.1	99.8	106.8	104.4	101.0	103.0	108.0	98.0
長崎県	100.0	101.5	93.9	86.7	87.7	89.6	87.8	86.8	85.1	88.5	88.2	86.6	89.3	84.7	96.7	104.3
高知県	100.0	100.9	100.6	87.3	87.7	89.6	87.7	92.8	92.3	92.5	93.9	90.4	99.7	96.7	99.8	103.5
岩手県	100.0	119.1	94.1	79.4	85.0	90.1	81.5	86.2	90.0	87.0	90.1	91.9	90.1	88.0	96.3	96.3
鹿児島県	100.0	99.0	95.4	88.7	91.8	92.1	92.9	97.2	93.6	93.1	99.0	97.2	101.4	98.3	102.6	105.8
佐賀県	100.0	104.5	101.4	88.4	94.3	94.5	95.2	95.9	95.9	96.6	96.7	97.1	98.9	95.4	101.8	105.9
青森県	100.0	115.5	111.0	88.3	91.7	99.5	97.6	99.2	100.1	100.7	103.3	104.0	95.1	103.6	114.5	106.4
秋田県	100.0	97.1	97.3	86.9	91.2	94.4	92.1	93.2	97.3	92.1	101.8	100.4	94.2	106.0	108.0	105.6
宮崎県	100.0	103.7	97.8	88.2	93.7	98.6	92.8	100.4	93.7	98.3	102.4	104.4	103.4	101.3	100.5	106.4
沖縄県	100.0	113.7	101.9	66.2	73.0	80.7	77.9	79.4	79.2	80.8	88.4	79.4	87.2	84.7	91.2	76.0
Aランク計	100.0	104.0	101.6	72.8	79.3	89.1	81.5	83.7	88.6	82.1	86.2	88.4	86.6	83.2	86.9	84.0
Bランク計	100.0	105.8	101.6	81.3	86.2	90.2	87.3	88.8	92.9	88.5	92.7	93.8	88.1	88.3	96.2	93.8
Cランク計	100.0	104.8	100.5	83.9	89.3	92.4	89.1	90.9	92.6	91.4	93.7	94.1	91.6	89.7	96.7	95.7
Dランク計	100.0	105.8	99.5	83.9	88.5	92.1	90.5	92.5	91.8	91.9	95.9	93.6	94.7	94.2	99.6	99.6

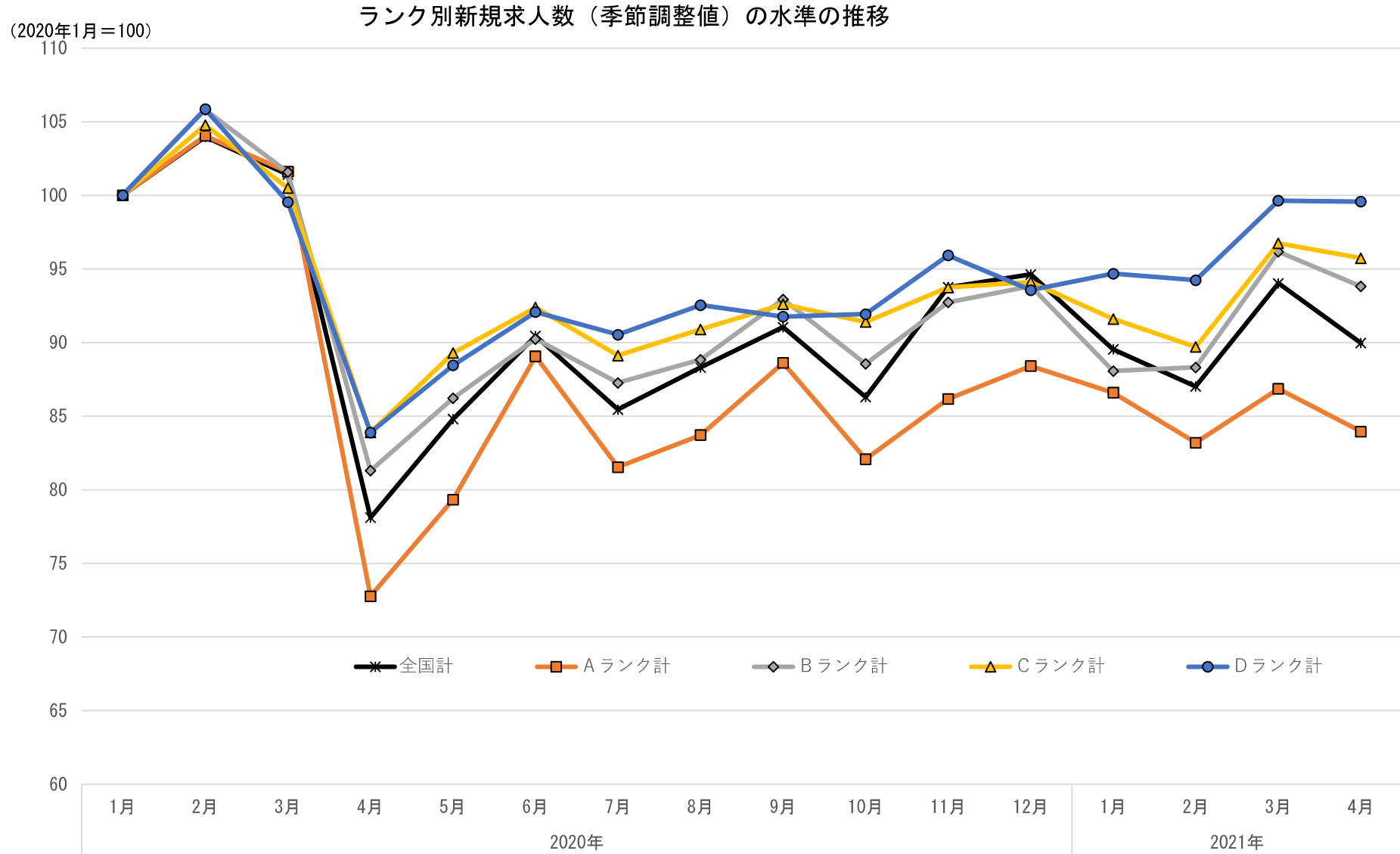
(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 都道府県別の新規求人数は、就業地別のものを用いている。

3. ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

ランク別新規求人数(季節調整値)の水準の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。
 2. ランク計の新規求人数は、各ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金の執行状況(令和2年度)

	予算現額(億円)	執行額(億円)	執行率(%)
業務改善助成金	20.8(※1)	6.6	31.8
働き方改革推進支援助成金 ※テレワークコースを含む、ただし同コースは令和3年度より人材確保助成金に変更 ※新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースを含む、ただし同コースは令和2年3月から開始され令和3年1月に募集終了済	124.2(※2)	111.3	89.6

注) 執行額・執行率については、一部暫定値

※1 前年度繰越額を含む

※2 移流用を含む

配布資料1

「新型コロナウイルス感染症の影響下における 中小企業の経営意識調査」 ～調査・分析結果のポイント～

2021年5月13日

東京商工リサーチ調査（令和2年度内閣府請負調査）
内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付 産業・雇用担当

調査の概要と分析の結果

1. 調査の概要

- 全国の16,000社の中小企業（中小企業基本法による）へWEBアンケート調査を実施。有効回答は4151社（回答率26%）。
- 調査時期は2021年2月19日～3月15日。
- 本調査は、新型コロナウイルス感染症拡大が中小企業の経営に与えている影響や、最低賃金を含む賃金相場の上昇とそれに対する対応策、働き方改革等に関する中小企業の経営意識等について調査したものである。

2. 主な結果

(1) 最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策について：

- ・ 中小企業は、賃金相場の上昇への対応策として、「人件費以外の経費削減」のほか、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」等の前向きな取組を上位に挙げており、また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」の割合が上回る。
- ・ 「雇用の削減」と回答した割合が1割程度。とりわけ、地方（C・Dランク※地域）の中小企業ほど、「雇用の削減」と回答した割合は低い。

(2) 最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応するために必要な支援策について：

- ・ 最低賃金近傍の従業員を抱える中小企業は、「景気対策」を最も必要な支援として回答、次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」。
- ・ 他方、賃上げに積極的な中小企業は、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」を「景気対策」より優先して回答。

(3) 非正社員の賃上げを実施することによる効果・負担について：

- ・ 賃上げで見込まれる効果については、「社内人員の士気向上・定着」が最も回答割合が高い。
- ・ 賃上げで見込まれる負担としては「利益の圧縮」と回答した割合が高く、「投資向けの資金の減少」は最も低い。

(4) 同一労働同一賃金への対応について：

- ・ 2021年4月施行の同一労働同一賃金について、処遇改善などの対応を予定している企業は約4割。

(5) テレワークについて：

- ・ テレワークを導入している中小企業は2割程度、今後取り組むことを予定している企業を合わせると約3割。

※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD 4つのランクに分けたもの。

厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

コロナ感染症拡大による経営への影響

- 感染症拡大前(2019年) から感染症拡大後(2020年) にかけて、“売上減”を回答した企業の割合は23%から70%に増加。“採算赤字”を回答した企業の割合は22%から50%に増加。
- 現在の経営課題として、「コロナ感染症拡大による売上減」と回答した企業の割合は65.5%。
- 本調査において半数を超える企業がコロナ感染症拡大により経営に悪影響が生じている。

図1 問「貴社の売上について、前年と比較して、
(1)感染拡大前<2019年>
(2)感染拡大開始後<2020年> をお答えください」の結果

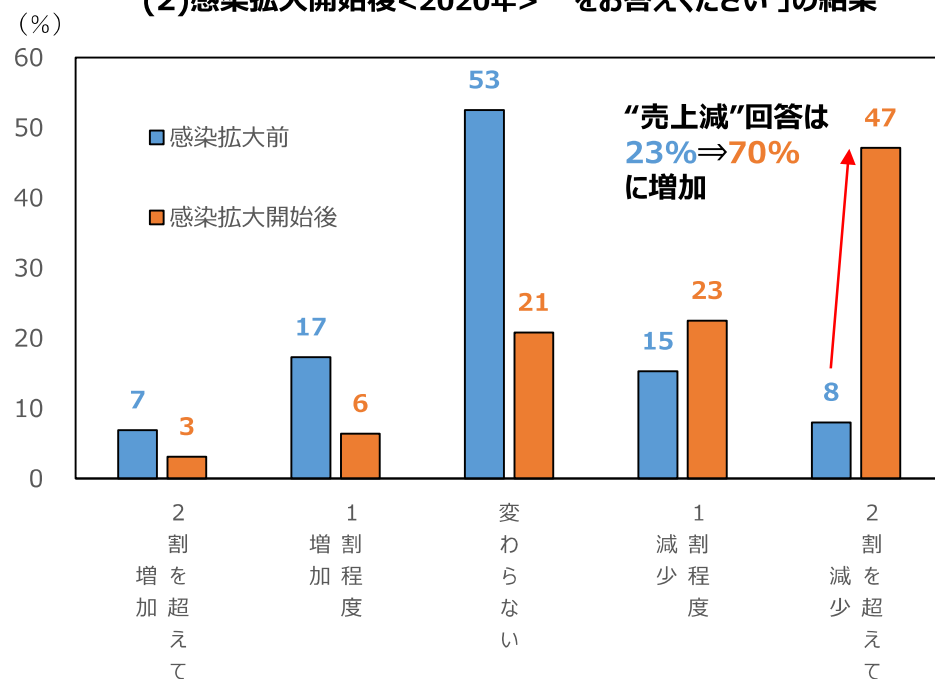


図2 問「貴社の採算について、
(1)感染拡大前<2019年>
(2)感染拡大開始後<2020年> をお答えください」の結果

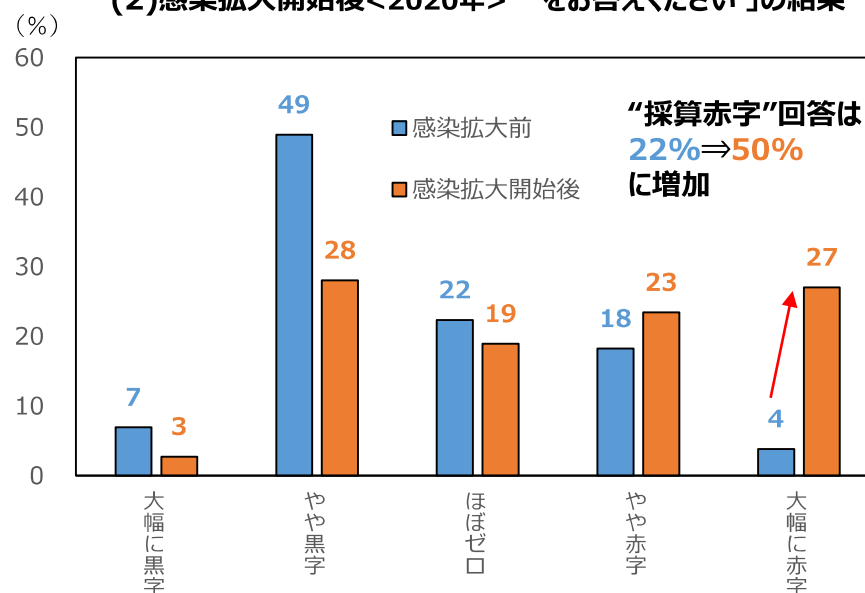


表3 問「貴社が現在抱えている経営課題について、重要度の高い順に3つをお答えください。(上位3つ)」の結果、1-3位に選ばれたものの割合。

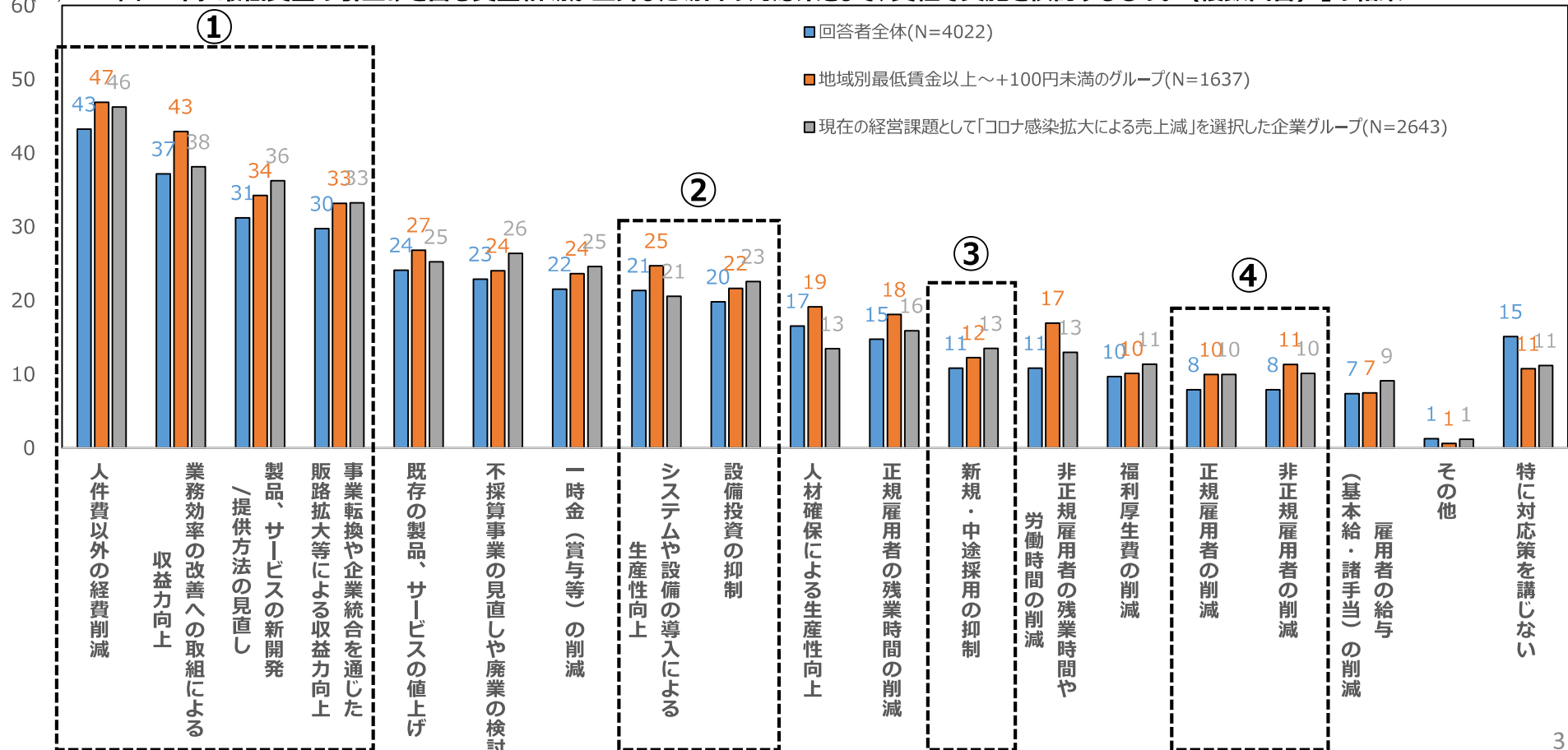
上段：件 下段：%	全体	コロナ感染拡大による売上減	コロナ以外の要因による売上減	材料費や外注費等の仕入れコストの上昇	同業者間の競争激化	人手不足	人件費の上昇	人件費以外の諸経費の上昇	取引先からの値下げ要請	その他	特に問題はない
全体	4138	2716	1521	1336	1280	1220	982	915	529	351	591
	100.0	65.6	36.8	32.3	30.9	29.5	23.7	22.1	12.8	8.5	14.3

↳ コロナ感染拡大による売上減を特に課題としている業種は「宿泊・飲食サービス」(91.4%)、「生活関連サービス」(87%)

最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策

- 「人件費以外の経費削減」が最も多いが、「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「事業転換や企業統合を通じた販路拡大等による収益力向上」など前向きな対応策を回答した企業が3割以上。(①)
- 「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る。(②)
- 「雇用者の削減」、「新規・中途採用の抑制」は1割程度。(③④)
- 最低賃金近傍の従業員を抱える企業（事業所内最低賃金と地域別最低賃金の差額が100円未満の企業）では、「雇用削減」の回答割合がやや高いものの、「収益力向上」「値上げ」等の対応策も同様に高い。また、「設備投資の抑制」よりも「システムや設備の導入による生産性向上」が上回る程度が回答者全体に比べて高まる。

図4 問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。(複数回答)」の結果

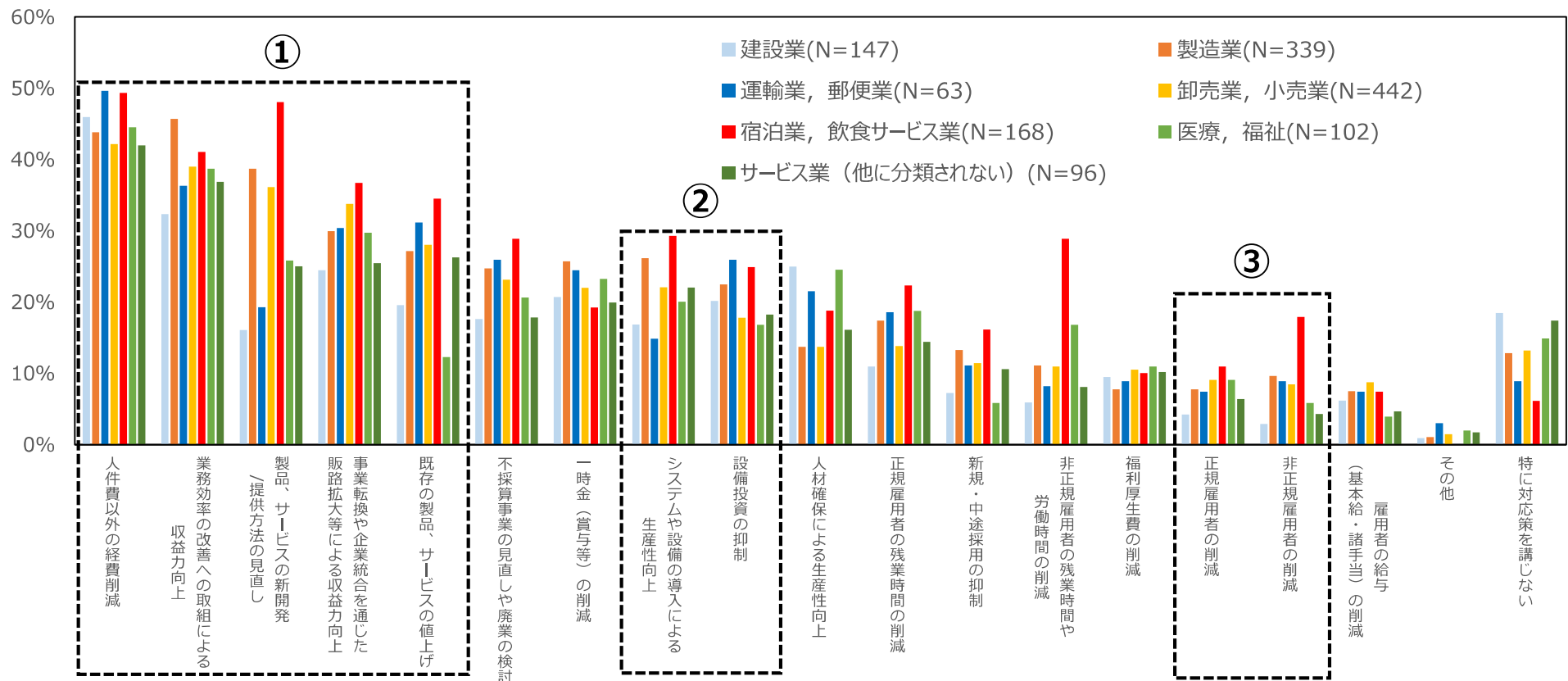


最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（業種別）

- 「人件費以外の経費削減」の回答割合が高い業種は、「運輸業・郵便業」。「業務効率改善への取組による収益力向上」の回答割合が高い業種は、「製造業」。「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」、「販路拡大等による収益力向上」、「既存製品、サービスの値上げ」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。(①)
- 「システムや設備の導入による生産性向上」の回答割合が高い業種は「宿泊・飲食サービス業」で、「設備投資の抑制」を大きく上回る。(②)
- 「正規雇用者の削減」、「非正規雇用者の削減」の回答割合が高い業種は、「宿泊・飲食サービス業」。(③)

図5 問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ

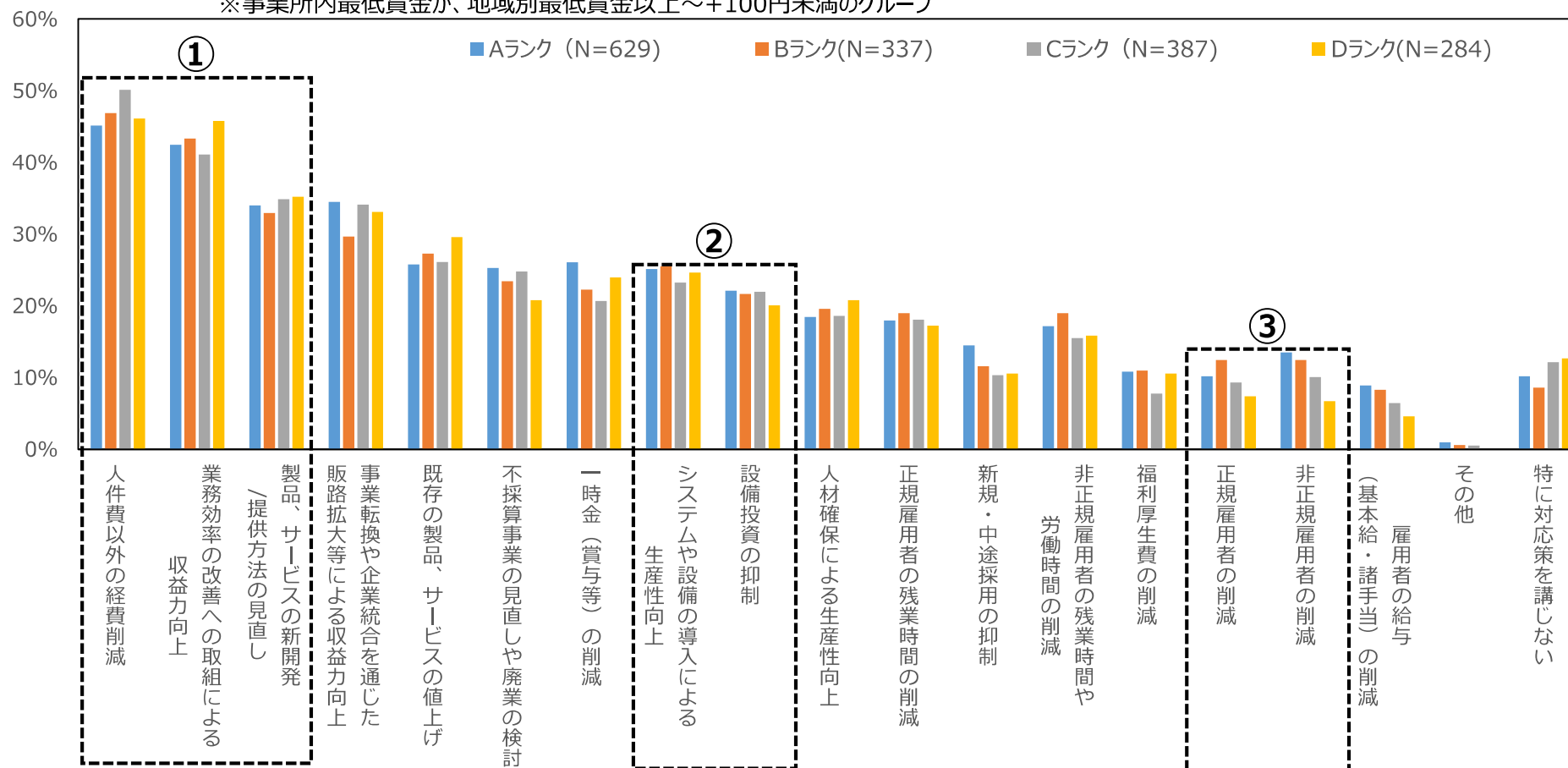


最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策（地域別）

- 「人件費以外の経費削減」と回答した割合はCランク※において高い。「業務効率改善への取組による収益力向上」、「製品サービスの新開発/提供方法の見直し」はDランクが高い。（①）
- A・B・C・Dのすべての地域で「システムや設備の導入による生産性向上」が「設備投資の抑制」を上回る。（②）
- 「正規雇用者の削減」と「非正規雇用者の削減」のC・Dランクにおける回答割合はA・Bランクに対して相対的に低い。（③）

図6 問「最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合の対応策として、貴社で実施を検討するもの。（複数回答）」の結果

※事業所内最低賃金が、地域別最低賃金以上～+100円未満のグループ



※全都道府県を経済実態に応じ、ABCD 4つのランクに分けたもの。

厚労省の中央最低賃金審議会では、各ランクの改定額の目安を示し、その目安額を踏まえ、都道府県別の地方最低賃金審議会において改定額の審議が行われる。

2021年の賃上げ実施見込みについて

- 「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員向けの回答割合(36%)が非正社員向け(24%)を上回る。
- 「賃上げ実施予定」の回答割合は、正社員/非正社員とも、最低賃金近傍の従業員を抱える企業が高い。
- 3割程度の企業が賃上げを実施するかどうか未定。

図7 <2021年の賃上げ実施予定/正社員>

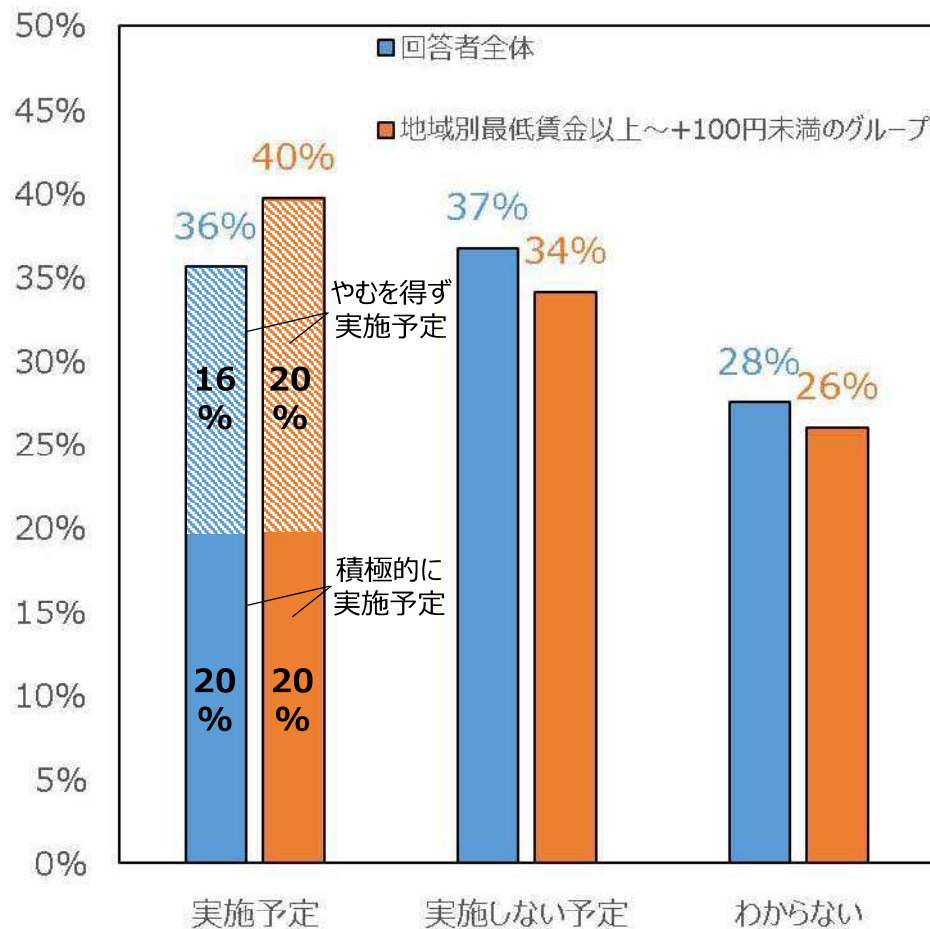
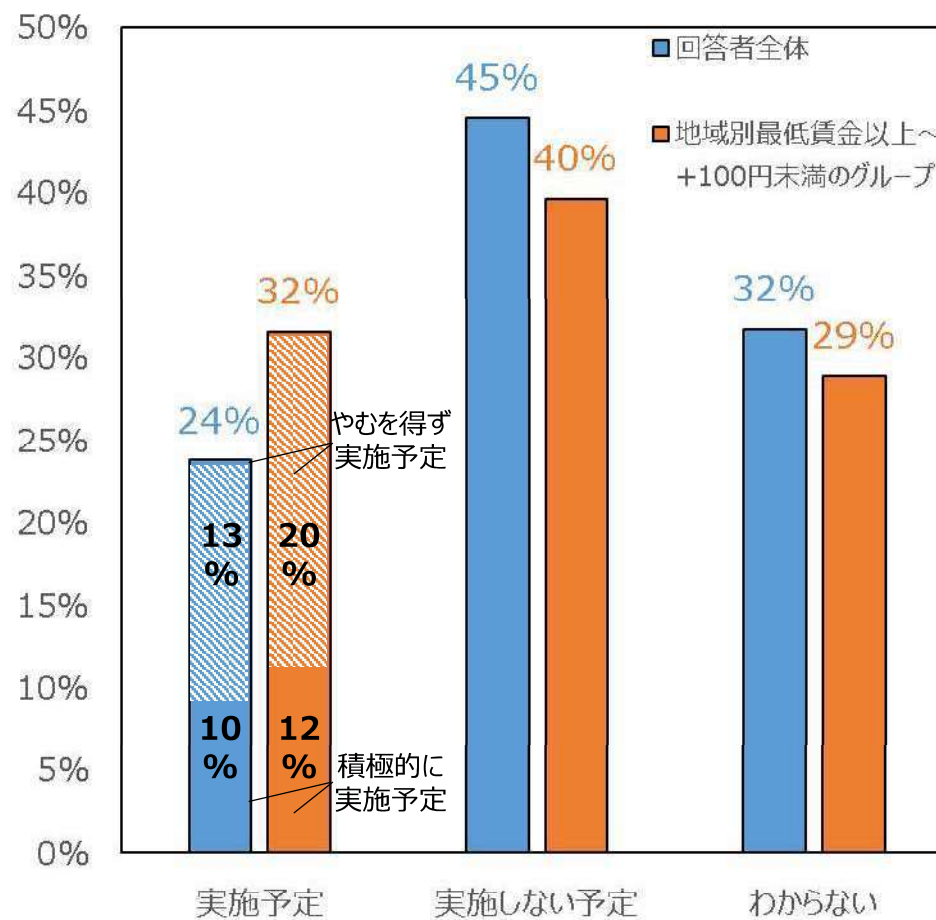


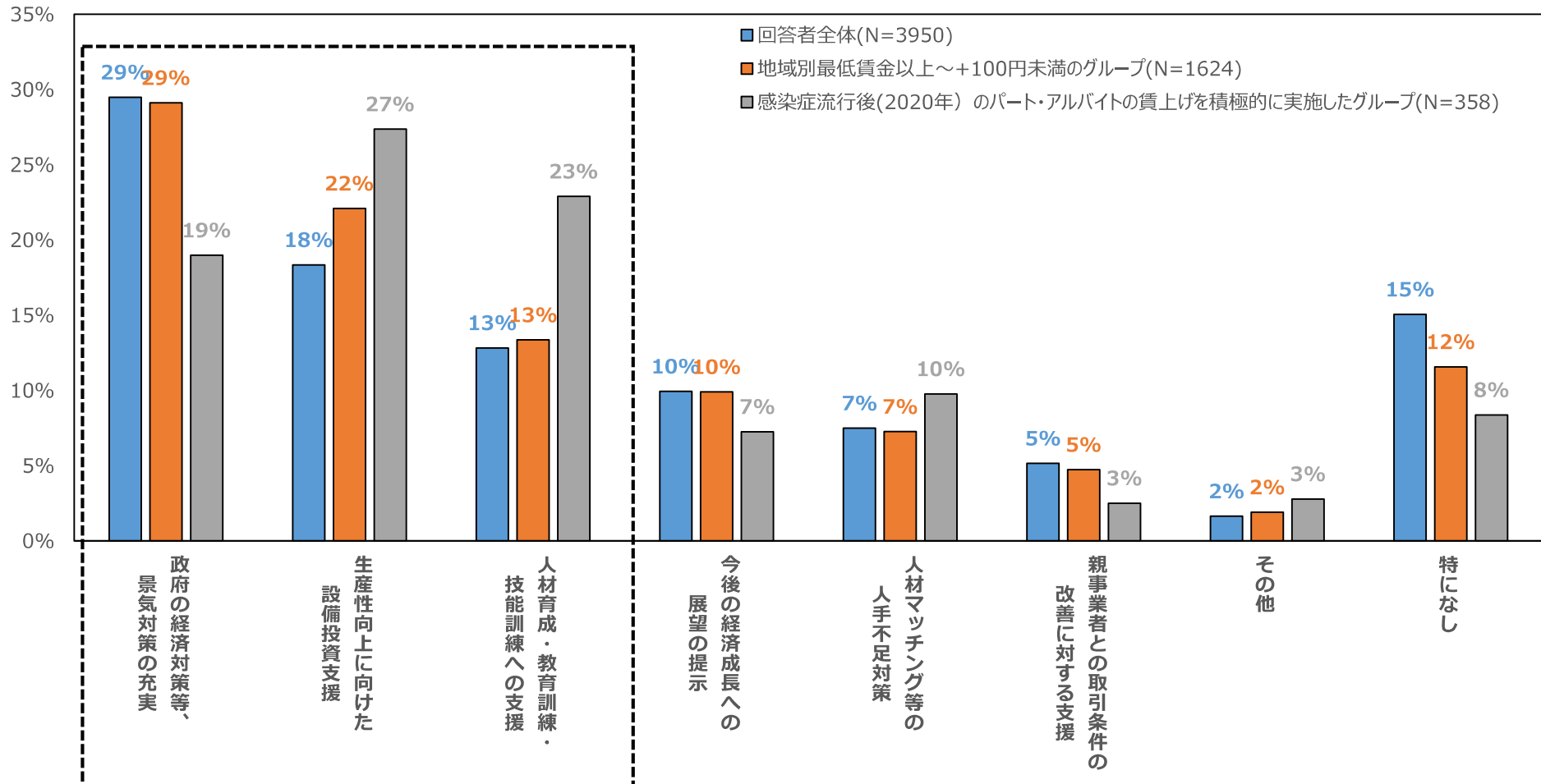
図8 <2021年の賃上げ実施予定/非正社員>



最低賃金の引上げを含む賃金相場が上昇した場合、必要な支援策

- 最低賃金近傍の従業員を抱える企業では、必要な支援策（1位）として回答した割合は「景気対策」が最も高い。次いで、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練」への支援の順。
- 賃上げを積極的に実施した中小企業（感染症流行後(2020年)のパート・アルバイトの賃上げを積極的に実施したグループ）では、「生産性向上に向けた設備投資支援」、「人材育成・教育訓練・技能訓練支援」が、「景気対策」を上回る。

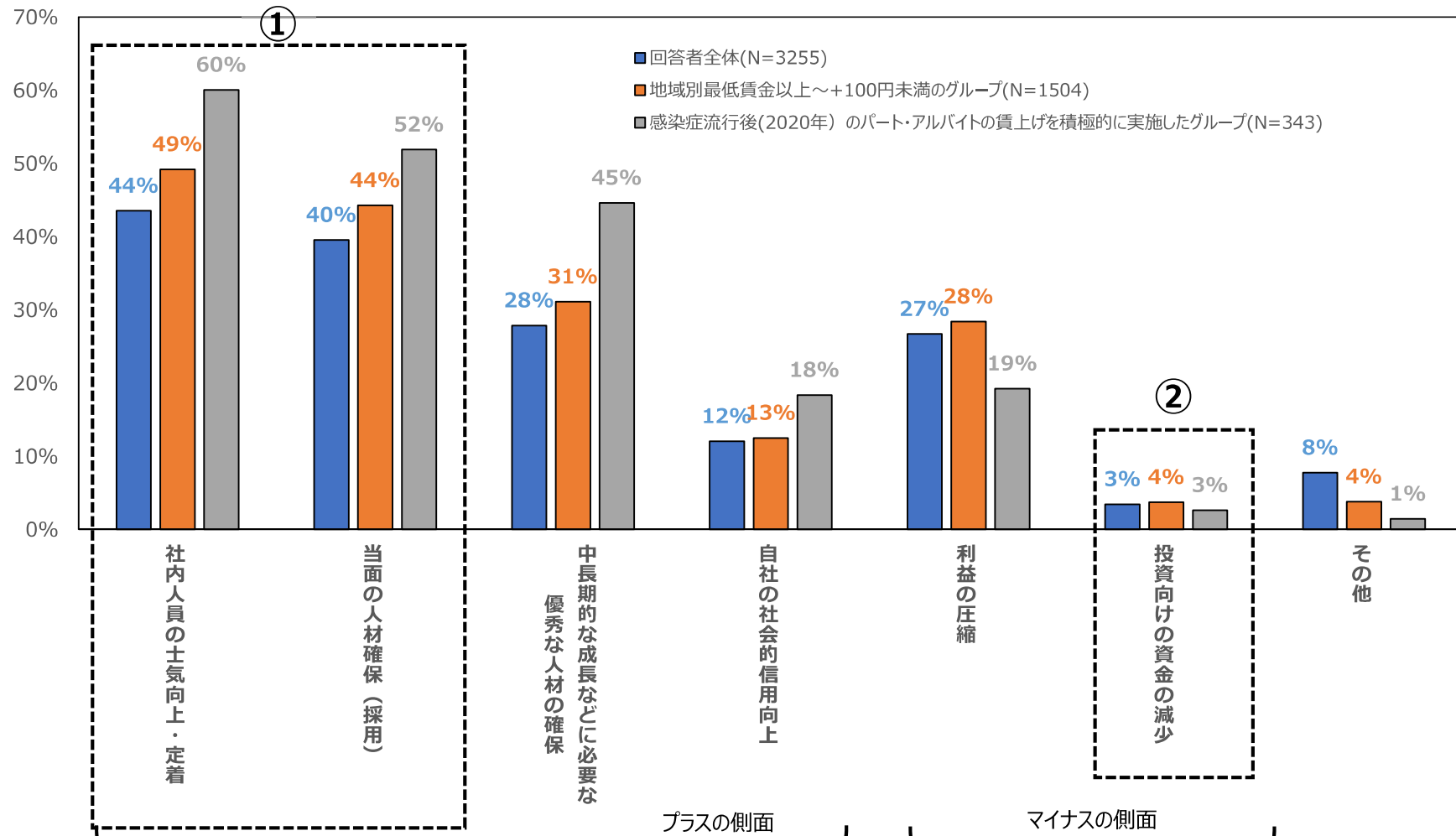
図9 問「最低賃金の引上げを含む賃金相場の上昇に対応していくために、貴社が必要と考える支援策（1位）」の結果



賃上げで見込まれる効果・負担について（非正社員）

- 賃上げで見込まれる効果について、「社内人員の士気向上・定着」と回答した割合が最も高く、次いで、「当面の人材確保（採用）」が高い。（①）
- 賃上げで見込まれる負担について、「利益の圧縮」の回答割合が高く、「投資向けの資金の減少」が最も低い。（②）
- 賃上げに積極的な中小企業や最低賃金近傍の従業員を抱える企業は、「社内人員の士気向上・定着」、「当面の人材確保（採用）」、「中長期的な成長などに必要な優秀な人材の確保」と回答した割合が回答者全体と比較して高い。

図10 問「賃上げを実施することにより、どのような効果や負担が見込まれますか。非正社員についてお答えください。（複数回答）」の結果

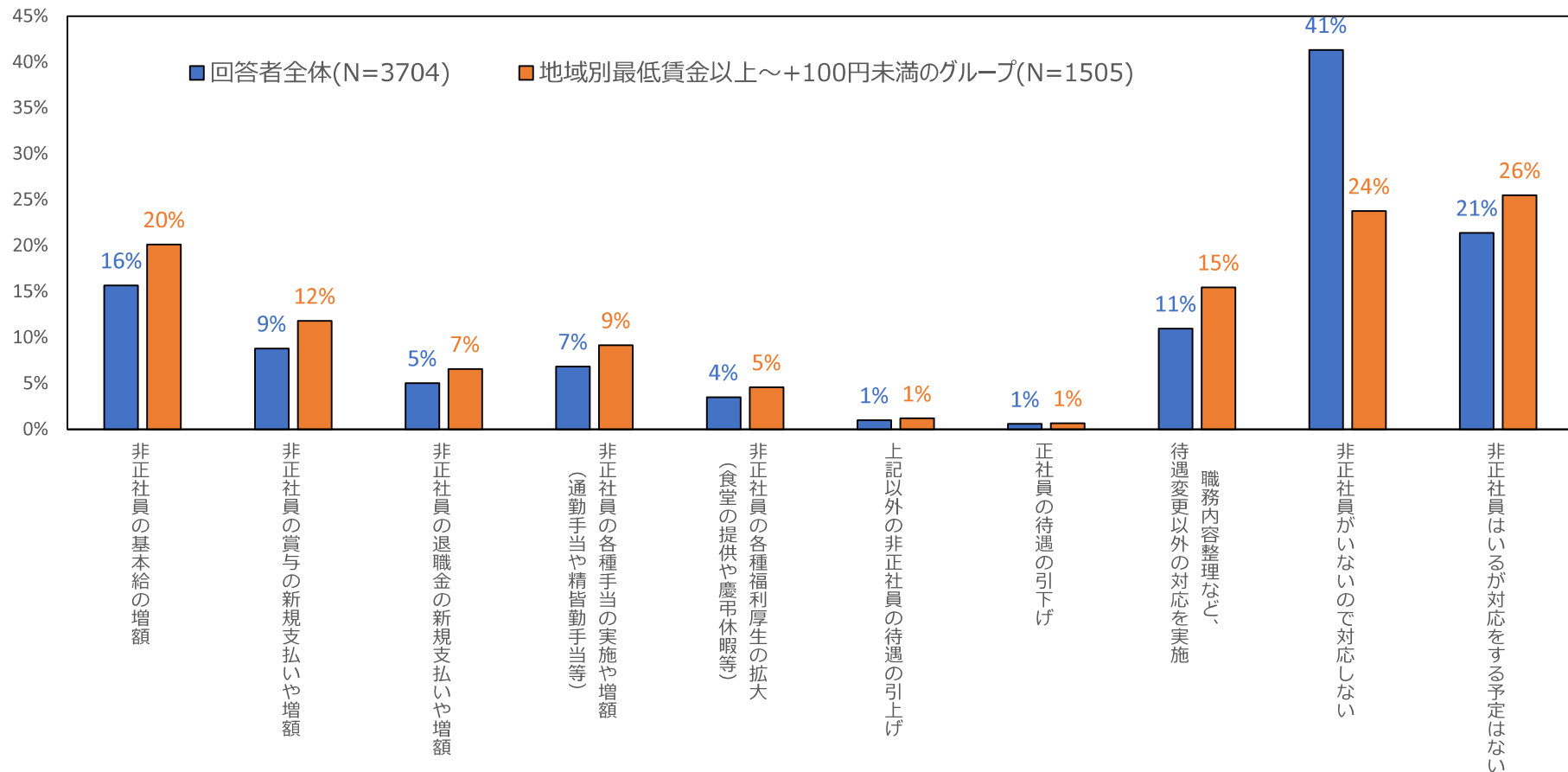


同一労働同一賃金への対応について

同一労働同一賃金の対応について、

- 何らかの対応を予定している企業は回答者全体で4割程度、最低賃金近傍の従業員を抱える企業で5割。「非正社員はいるが対応をする予定はない」は2割程度。
- 対応内容として最も高いのは「非正社員の基本給の増額」。最低賃金近傍の従業員を抱える企業は非正社員の「基本給」、「賞与」、「退職金」、「各種手当」、「福利厚生」の増額・拡大の回答割合が、回答者全体と比較して高い。

図11 問「同一労働同一賃金が導入された際に、貴社はどのように対応されますか。検討段階のものも含め、すべてお答えください。（複数回答）」の結果



テレワークについて

- テレワークを導入している企業は2割程度。現在取り組んでいる企業と今後重点的に取り組みたい企業と合わせると約3割。
- テレワークを導入しない理由としては、「テレワークに適した仕事がない」、「業務の進行が難しい」、「顧客など外務への対応に支障がある」が多い。回答企業全体と最低賃金近傍の従業員を抱える企業との回答傾向の違いはほとんどない。

図12 問「テレワークの取組状況」の結果

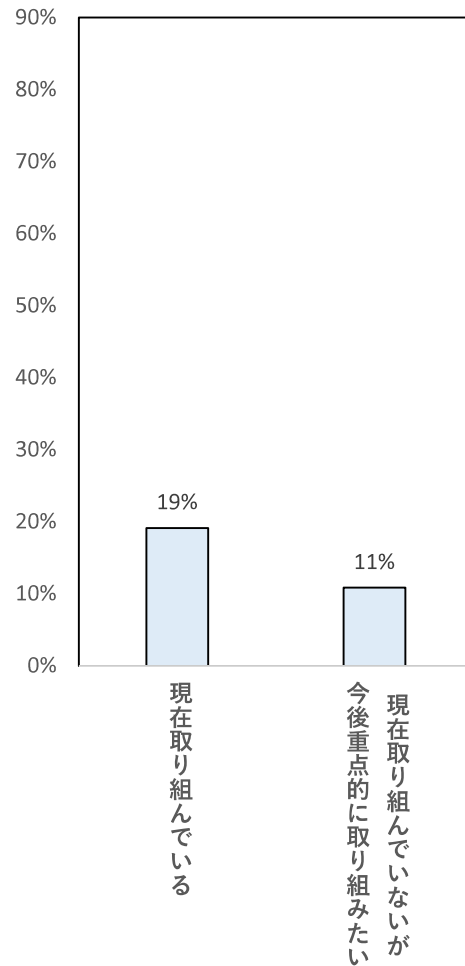
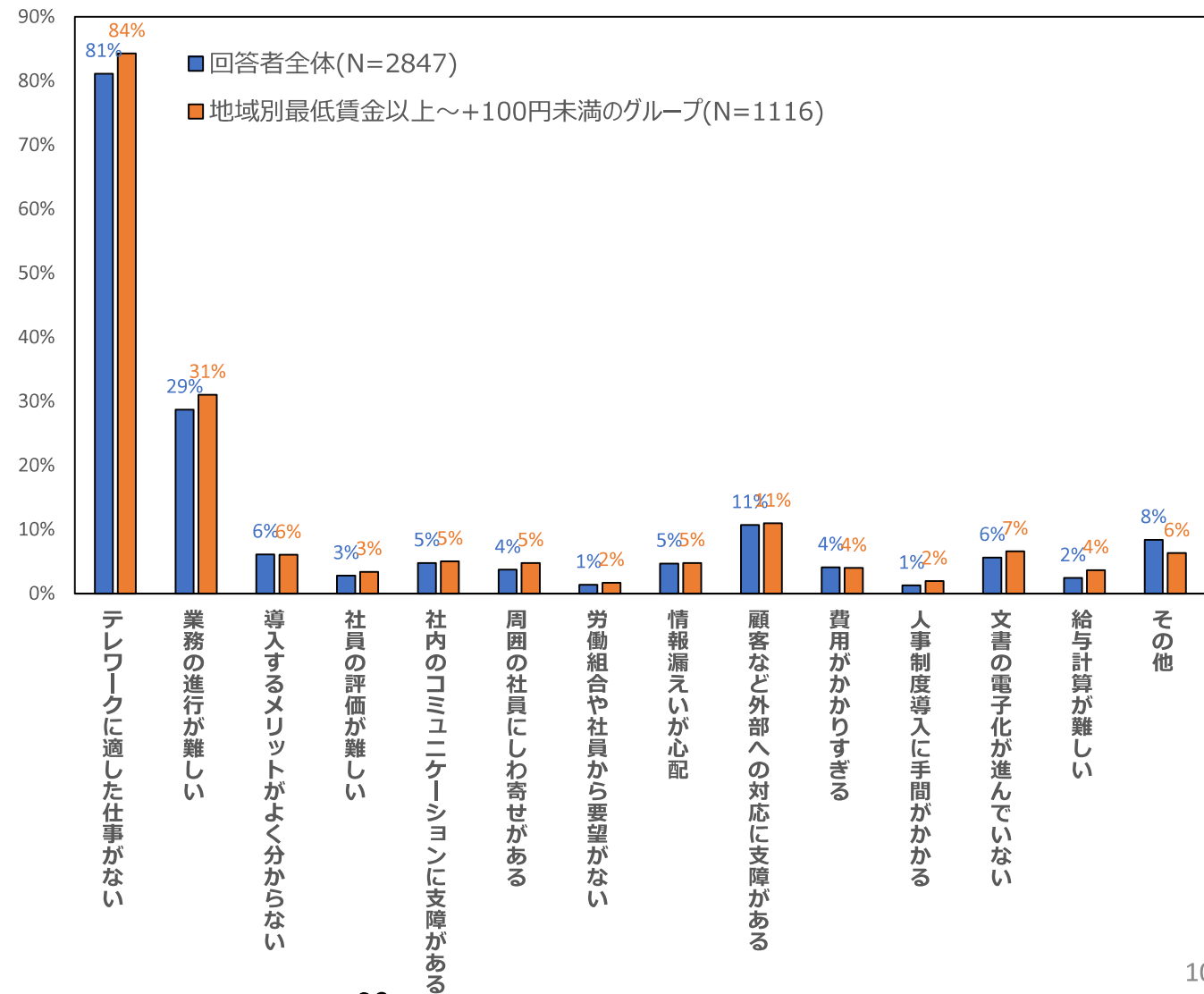


図13 問「テレワークを導入しない理由は何ですか。当てはまる理由をすべてお答えください。(複数回答)」の結果



参考1. 感染拡大防止のための時短要請の有無

- 時短要請を受けたと回答した企業の割合は、5.9%。
○「宿泊・飲食サービス業」では、時短要請を受けたと回答した企業の割合は4割を超える。

表14 問「今年1月の緊急事態宣言発令などに伴って国・自治体から営業時間短縮などの要請を受けていますか。」の結果

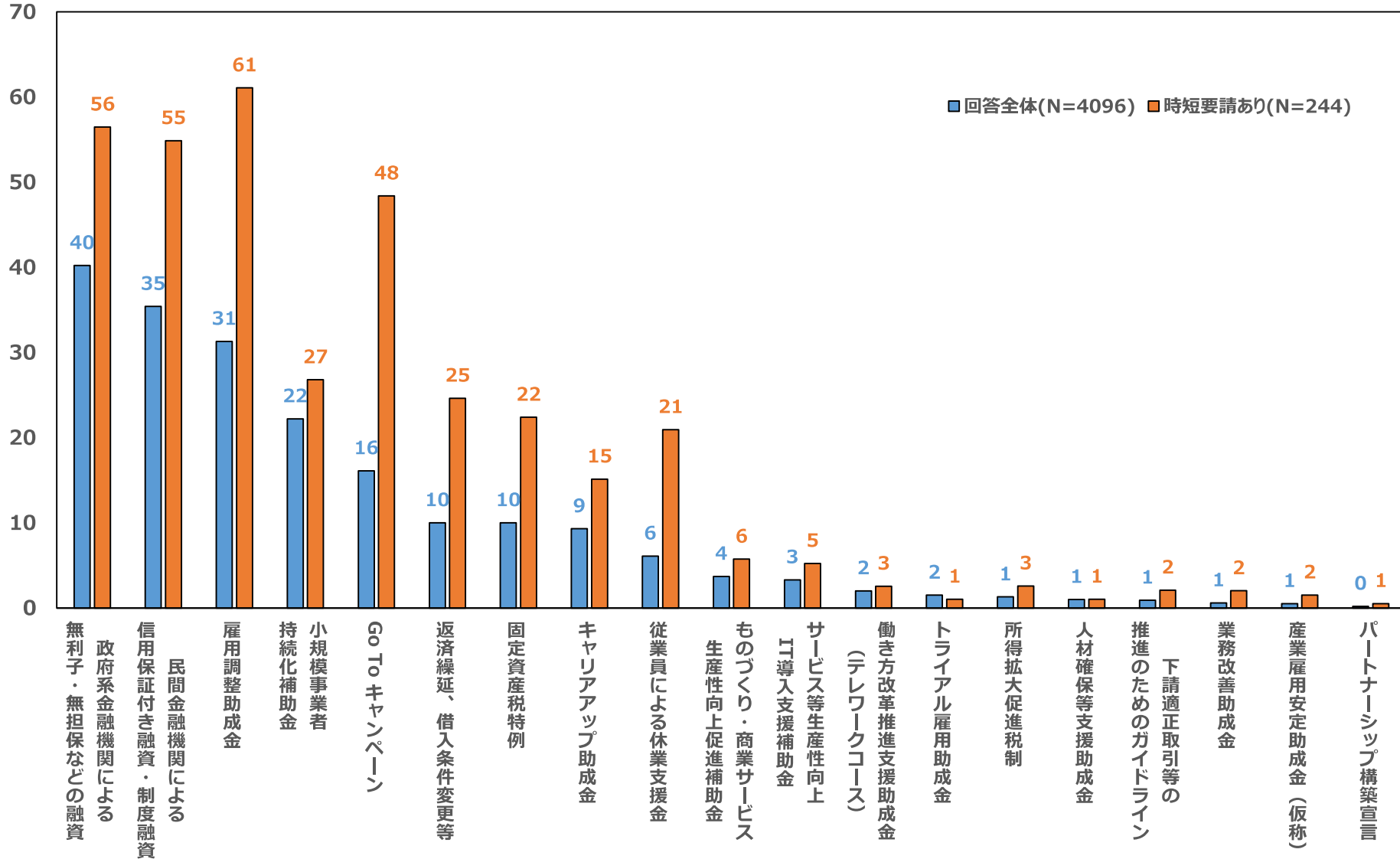
		はい (%)	いいえ (%)	分からない (%)	
全 体	(4140社)	5.9	92.3	1.8	
業 種 別	建設業	(682社)	1.6	96.3	2.1
	製造業	(703社)	2.8	95.3	1.8
	情報通信業	(129社)	3.1	95.3	1.6
	運輸業, 郵便業	(137社)	4.4	94.9	0.7
	卸売業, 小売業	(1077社)	4.3	94.0	1.8
	不動産業, 物品賃貸業	(323社)	3.7	93.2	3.1
	学術研究, 専門・技術サービス業	(237社)	5.5	92.4	2.1
	宿泊業, 飲食サービス業	(234社)	44.0	55.1	0.9
	生活関連サービス業, 娯楽業	(162社)	11.7	85.8	2.5
	教育, 学習支援業	(54社)	7.4	90.7	1.9
	医療, 福祉	(156社)	0.6	98.7	0.6
サービス業 (他に分類されない)	(246社)	2.8	96.3	0.8	

参考2. 各種支援策の利用状況

- 時短要請を受けた企業は、「雇用調整助成金」や「融資支援」、「GoToキャンペーン」を利用した割合が高い。
- 時短要請を受けた企業で「従業員による休業支援金」を利用した割合は2割程度。

(%)

図15 各種支援策の利用状況の結果



参考3. コロナ関連の各種支援策の利用度・認知度

- コロナ支援策全般に認知度は8割以上と高い。
- 「融資」は利用した割合が40%超、「雇用調整助成金」は利用した割合が30%超。

表16

単位：%

雇用調整助成金の利用実績について	利用した（過去も含めて）	従業員に休業をさせていないため、 利用していない	売上減等の支給要件に達していないため、 利用していない	休業をさせているが、資金不足により休業手当を支払っていないため、 利用していない	制度を知らない
	31.3	45.3	14.5	1.1	7.8
従業員による休業支援金の利用実績について	従業員が休業支援金を 利用している	制度は知っているが、従業員のシフト減や休業がないため、従業員は 利用していない	制度は知っているが、休業手当を支払っているため、従業員は 利用していない	制度があることは知っているが、シフト減なども休業支援金の対象になることは 知らない	制度を知らない
	6.1	57.8	15.9	5.0	15.2
Go To キャンペーン	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に 利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、 利用はしない	知らない
	16.1	11.2	15.2	52.5	4.9
政府系金融機関による無利子・無担保などの 融資	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に 利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、 利用はしない	知らない
	40.2	3.0	10.7	38.0	8.0
民間金融機関による信用保証付き 融資 ・制度 融資	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に 利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、 利用はしない	知らない
	35.4	9.6	6.4	38.6	9.9
返済繰延、借入条件変更等	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に 利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いたことはあるが、 利用はしない	知らない
	10.0	4.6	9.4	56.4	19.7

参考4. 働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度①

- 「小規模事業者持続化補助金」を利用した割合は3割程度。「キャリアアップ助成金」、「ものづくり補助金」、「トライアル雇用助成金」は1割程度。
- 「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」、「人材確保等支援助成金」、「産業雇用安定助成金」、「トライアル雇用助成金」、「働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）」は認知度が5割以下。

表17

単位：％

	知っており、 利用した	知っているが 利用していない	知らない		
キャリアアップ助成金	9.3	35.6	55.1		
ものづくり・商業サービス 生産性向上促進補助金	利用している 直近2年以内の利用を含む 3.7	過去に 利用したことがある 4.1	利用したことはないが、 今後利用したい 13.7	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 37.5	知らない 41.0
小規模事業者持続化補助金	利用している 直近2年以内の利用を含む 22.2	過去に 利用したことがある 5.5	利用したことはないが、 今後利用したい 12.5	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 35.5	知らない 24.4
サービス等生産性向上 IT導入支援補助金	利用している 直近2年以内の利用を含む 3.3	過去に 利用したことがある 2.4	利用したことはないが、 今後利用したい 18.1	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 36.6	知らない 39.6
業務改善助成金	利用している 直近2年以内の利用を含む 0.6	過去に 利用したことがある 0.3	利用したことはないが、 今後利用したい 15.9	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 30.2	知らない 52.9
人材確保等支援助成金	利用している 直近2年以内の利用を含む 1.0	過去に 利用したことがある 0.9	利用したことはないが、 今後利用したい 14.7	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 30.9	知らない 52.6
産業雇用安定助成金（仮称）	利用している 直近2年以内の利用を含む 0.5	過去に 利用したことがある 0.2	利用したことはないが、 今後利用したい 8.4	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 21.5	知らない 69.3
トライアル雇用助成金	利用している 直近2年以内の利用を含む 1.5	過去に 利用したことがある 7.2	利用したことはないが、 今後利用したい 9.2	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 27.7	知らない 54.3
働き方改革推進支援助成金 （テレワークコース）	利用している 直近2年以内の利用を含む 2.0	過去に 利用したことがある 0.6	利用したことはないが、 今後利用したい 9.1	知っている、あるいは聞いたことは あるが、 利用はしない 38.7	知らない 49.6

参考5. 働き方改革・生産性向上等の各種支援策の利用度・認知度②

○「所得拡大促進税制」、大企業が主に取り組むべき「下請け取引ガイドライン」、「パートナーシップ構築宣言」を利用した割合は1割未満で、認知度ともに低い。

表18

単位：%

	利用している 直近2年以内の利用を含む	過去に利用したことがある	利用したことはないが、 今後利用したい	知っている、あるいは聞いた ことはあるが、利用はしない	知らない
所得拡大促進税制	1.3	1.1	6.9	20.4	70.3
下請適正取引等の推進 のためのガイドライン	0.9	0.3	6.5	28.6	63.6
パートナーシップ構築宣言	0.2	0.0	4.9	20.2	74.7

参考6. 回答企業の属性

第6回経済財政諮問会議(5/14)
配付資料1

業種別

建設業	製造業	情報通信業	運輸業, 郵便業	卸売業, 小売業	不動産業, 物品 賃貸業
684 件	705 件	129 件	137 件	1079 件	324 件
16.5 %	17.0 %	3.1 %	3.3 %	26.0 %	7.8 %

学術研究, 専門・ 技術サービス業	宿泊業, 飲食サー ビス業	生活関連サービス 業, 娯楽業	教育, 学習支援 業	医療, 福祉	サービス業 (他に 分類されない)
238 件	234 件	163 件	54 件	157 件	247 件
5.7 %	5.6 %	3.9 %	1.3 %	3.8 %	6.0 %

従業員規模別

1~4人	5~9人	10~19人	20~29人	30~49人
1312 件	730 件	652 件	278 件	294 件
35.7 %	19.8 %	17.7 %	7.6 %	8.0 %

50~99人	100~199人	200~299人	300人以上
218 件	109 件	37 件	49 件
5.9 %	3.0 %	1.0 %	1.3 %

新型コロナウイルス感染症の影響により
名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

新型コロナウイルス感染症の影響により、名目支出額に大きな変動が見られた主な品目などについて、3 か年（2019年～2021年）の4月の推移をまとめると、以下の表のとおりとなっている。

表 名目支出額に大きな変動が見られた主な品目など

(円)

品目	2021年4月	2020年4月	2019年4月
食料			
米	1,802	2,110	1,877
パスタ	120	181	106
生鮮肉	6,214	7,002	5,745
冷凍調理食品	822	746	640
チューハイ・カクテル	392	391	277
食事代	8,189	4,429	11,730
飲酒代	335	169	1,697
家具・家事用品			
他の家事用消耗品のその他 ※ウエットティッシュ、除菌スプレーを含む。	925	1,260	744
被服及び履物			
背広服	253	51	245
保健医療			
保健用消耗品 ※マスク、ガーゼを含む。	1,130	1,631	713
交通・通信			
鉄道通学定期代	837	170	1,392
鉄道運賃	870	252	2,439
バス代	135	80	275
タクシー代	246	129	397
航空運賃	93	26	464
有料道路料	447	335	774
ガソリン	4,525	3,559	5,481
教養娯楽			
宿泊料	875	110	2,244
バツク旅行費	395	116	4,230
映画・演劇等入場料	259	42	563
文化施設入場料	90	10	235
遊園地入場・乗物代	70	6	254
インターネット接続料	2,673	2,521	2,102
その他の消費支出			
カット代	532	328	497
他の理美容代 ※エステティック、ヘアセット代を含む。	1,867	1,001	1,767
浴用・洗顔石けん	518	608	469
フアンデーション	144	140	211
口紅	34	48	80
(参考) 消費支出	301,043	267,922	301,136

表 1

支給決定額（大分類別）

産業分類 (大分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
	支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1 製造業	896,857	26.2%	13,314	5.3%
2 卸売業、小売業	539,396	15.8%	36,051	14.3%
3 宿泊業、飲食サービス業	484,972	14.2%	103,635	41.1%
4 運輸業、郵便業	409,636	12.0%	5,926	2.4%
5 生活関連サービス業、娯楽業	255,094	7.5%	25,116	10.0%
6 サービス業（他に分類されないもの）	242,975	7.1%	24,508	9.7%
7 学術研究、専門・技術サービス業	151,695	4.4%	10,335	4.1%
8 建設業	120,756	3.5%	4,925	2.0%
9 情報通信業	112,992	3.3%	3,826	1.5%
10 不動産業、物品賃貸業	73,651	2.2%	5,885	2.3%
11 医療、福祉	63,498	1.9%	6,560	2.6%
12 教育、学習支援業	31,372	0.9%	5,954	2.4%
13 金融業、保険業	15,957	0.5%	620	0.2%
14 複合サービス業	7,467	0.2%	456	0.2%
15 分類不能の産業	5,911	0.2%	4,246	1.7%
16 農業、林業	1,607	0.0%	288	0.1%
17 鉱業、採石業、砂利採取業	869	0.0%	36	0.0%
18 漁業	822	0.0%	147	0.1%
19 電気・ガス・熱供給・水道業	644	0.0%	34	0.0%
20 公務（他に分類されるものを除く）	504	0.0%	62	0.0%
合計	3,416,677	100%	251,924	100%

※ 1 支給決定額は、申請日が令和 2 年 1 月 24 日以降の申請について、令和 3 年 5 月末までの支給決定分を集計したもの

※ 2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※ 3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位 5 産業について網掛けをしている

※ 4 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

支給決定額（中分類別）

表 2

	産業分類 (中分類)	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1	飲食店	269,269	7.9%	87,131	34.6%
2	宿泊業	213,322	6.2%	15,907	6.3%
3	道路旅客運送業	170,410	5.0%	2,392	0.9%
4	輸送用機械器具製造業	153,608	4.5%	592	0.2%
5	その他の事業サービス業	146,503	4.3%	17,595	7.0%
6	専門サービス業（他に分類されないもの）	111,039	3.2%	8,482	3.4%
7	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	109,739	3.2%	2,911	1.2%
8	娯楽業	107,285	3.1%	14,153	5.6%
9	運輸に附帯するサービス業	106,406	3.1%	1,604	0.6%
10	その他の小売業	100,028	2.9%	8,642	3.4%
11	金属製品製造業	95,068	2.8%	959	0.4%
12	食料品製造業	80,964	2.4%	5,419	2.2%
13	はん用機械器具製造業	80,641	2.4%	438	0.2%
14	洗濯・理容・美容・浴場業	76,411	2.2%	5,772	2.3%
15	情報サービス業	73,435	2.1%	2,065	0.8%
16	その他の生活関連サービス業	71,398	2.1%	5,191	2.1%
17	電気機械器具製造業	69,033	2.0%	490	0.2%
18	道路貨物運送業	67,707	2.0%	1,254	0.5%
19	飲食料品小売業	59,747	1.7%	8,694	3.5%
20	繊維工業	58,990	1.7%	1,007	0.4%
21	織物・衣服・身の回り品小売業	58,444	1.7%	4,579	1.8%
22	その他の卸売業	55,770	1.6%	2,342	0.9%
23	印刷・同関連業	52,035	1.5%	1,042	0.4%
24	各種商品小売業	51,316	1.5%	2,680	1.1%
25	鉄鋼業	50,514	1.5%	105	0.0%
26	職別工業業（設備工業業を除く）	47,588	1.4%	1,966	0.8%
27	職業紹介・労働者派遣業	45,474	1.3%	2,410	1.0%
28	医療業	44,283	1.3%	4,284	1.7%
29	総合工業業	40,383	1.2%	1,888	0.7%
30	その他の製造業	40,326	1.2%	712	0.3%
31	航空運輸業	39,082	1.1%	153	0.1%
32	設備工業業	32,785	1.0%	1,071	0.4%
33	上記以外	637,676	18.7%	37,993	15.1%
	合計	3,416,677	100%	251,924	100%

- ※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月までの支給決定分を集計したものの
- ※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む
- ※3 雇用調整助成金に係る支給決定額が大きい産業順で並べ、上位5産業について網掛けをしている
- ※4 雇用調整助成金に係る支給決定額が全体に占める割合で1%以上の産業を掲載している
- ※5 産業分類は、事業主から聴取した主たる事業の内容に基づき登録されている

支給決定額（都道府県別）

表 3

	都道府県	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
		支給決定額（百万円）	割合	支給決定額（百万円）	割合
1	北海道	86,762	2.5%	6,286	2.5%
2	青森	14,912	0.4%	584	0.2%
3	岩手	16,998	0.5%	609	0.2%
4	宮城	36,446	1.1%	2,409	1.0%
5	秋田	11,698	0.3%	644	0.3%
6	山形	20,949	0.6%	867	0.3%
7	福島	34,038	1.0%	1,858	0.7%
8	茨城	36,068	1.1%	1,875	0.7%
9	栃木	35,315	1.0%	1,741	0.7%
10	群馬	44,752	1.3%	1,986	0.8%
11	埼玉	92,871	2.7%	6,314	2.5%
12	千葉	122,302	3.6%	8,127	3.2%
13	東京	993,532	29.1%	83,761	33.2%
14	神奈川	158,604	4.6%	13,467	5.3%
15	新潟	45,228	1.3%	1,783	0.7%
16	富山	28,377	0.8%	1,046	0.4%
17	石川	39,501	1.2%	1,856	0.7%
18	福井	23,769	0.7%	951	0.4%
19	山梨	22,437	0.7%	1,330	0.5%
20	長野	55,807	1.6%	3,671	1.5%
21	岐阜	48,439	1.4%	2,520	1.0%
22	静岡	94,842	2.8%	4,751	1.9%
23	愛知	246,219	7.2%	13,730	5.5%
24	三重	33,042	1.0%	1,941	0.8%
25	滋賀	24,354	0.7%	1,674	0.7%
26	京都	94,072	2.8%	9,315	3.7%
27	大阪	346,193	10.1%	30,277	12.0%
28	兵庫	103,905	3.0%	8,541	3.4%
29	奈良	16,612	0.5%	1,452	0.6%
30	和歌山	15,787	0.5%	1,042	0.4%
31	鳥取	11,003	0.3%	507	0.2%
32	島根	10,456	0.3%	765	0.3%
33	岡山	39,040	1.1%	2,731	1.1%
34	広島	75,419	2.2%	3,492	1.4%
35	山口	20,505	0.6%	1,863	0.7%
36	徳島	8,744	0.3%	503	0.2%
37	香川	17,788	0.5%	1,133	0.4%
38	愛媛	18,630	0.5%	1,191	0.5%
39	高知	8,637	0.3%	751	0.3%
40	福岡	114,190	3.3%	10,913	4.3%
41	佐賀	9,499	0.3%	552	0.2%
42	長崎	17,386	0.5%	1,239	0.5%
43	熊本	27,695	0.8%	1,846	0.7%
44	大分	22,045	0.6%	1,900	0.8%
45	宮崎	12,074	0.4%	905	0.4%
46	鹿児島	16,313	0.5%	1,239	0.5%
47	沖縄	43,424	1.3%	3,985	1.6%
	合計	3,416,677	100%	251,924	100%

※1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月末までの支給決定分を集計したものである。

※2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む。

※3 上位5都道府県について、網掛けをしている。

表 4

支給決定額（企業規模別）

企業規模	雇用調整助成金		緊急雇用安定助成金	
	支給決定額 (百万円)	割合	支給決定額 (百万円)	割合
1 中小企業	2,700,258	81.2%	211,738	87.7%
2 大企業	623,374	18.8%	29,696	12.3%
合計	3,323,632	100%	241,434	100%

※ 1 支給決定額は、申請日が令和2年1月24日以降の申請について、令和3年5月までの支給決定分を集計したもの

※ 2 雇用調整助成金の支給決定額には、コロナ特例以外（通常、災害特例）を含む

※ 3 令和2年7月5日以前に行った支給決定では、企業規模が入力必須項目となっていなかったため、企業規模が不明なものを除いた額となっている。

産業別にみた企業の売上高営業利益率の推移

売上高営業利益率

(単位:%)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年				令和3年					
											1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
全産業(除く金融保険業)	3.3	3.1	3.2	3.8	4.1	4.5	4.6	4.8	4.7	4.6	5.2	4.8	4.1	4.3	3.4	3.9	2.1	2.8	4.4	4.7
製造業	3.5	2.8	2.8	4.1	4.4	4.6	4.3	5.5	5.2	4.1	4.2	4.3	3.9	4.0	3.0	3.0	0.5	2.6	5.2	5.2
食料品製造業	2.6	3.4	3.1	3.1	2.6	3.7	4.4	4.7	4.3	3.6	1.3	4.6	3.8	4.2	2.6	1.7	1.3	3.3	4.0	1.6
繊維工業	1.6	3.5	3.1	2.7	2.7	1.6	2.8	2.4	2.7	1.9	1.0	1.7	2.9	1.9	▲0.2	0.5	▲3.3	▲2.7	3.8	▲3.9
木材・木製品製造業	3.2	3.5	0.7	2.4	2.6	1.1	3.8	3.8	3.5	3.6	3.1	3.2	3.8	4.2	3.4	3.7	2.9	1.9	5.1	2.6
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.3	3.6	2.8	2.7	2.9	3.1	3.5	2.5	2.1	3.5	1.8	3.4	4.2	4.7	3.9	3.7	2.7	2.9	6.0	5.8
印刷・同関連業	1.8	1.5	1.9	3.2	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.4	3.6	2.7	1.6	1.7	1.0	3.4	▲2.0	▲0.4	2.0	5.3
化学工業	8.0	6.9	6.3	6.9	7.0	7.9	8.4	9.5	8.7	8.8	8.2	9.3	8.4	9.3	8.1	6.5	8.7	7.8	9.3	7.9
石油製品・石炭製品製造業	1.4	2.8	0.4	1.5	▲0.8	▲0.3	2.5	3.8	2.1	1.3	1.2	1.4	0.4	2.4	▲2.5	▲8.9	▲8.3	6.6	3.2	7.5
窯業・土石製品製造業	5.1	4.6	3.6	5.2	4.5	4.3	4.8	6.1	6.2	5.3	5.9	4.0	5.8	5.7	3.7	3.1	2.7	2.0	6.3	5.9
鉄鋼業	3.7	2.0	▲0.0	2.8	4.2	3.4	1.4	3.2	3.2	0.6	1.8	0.2	0.2	0.0	▲1.1	0.2	▲4.7	▲4.6	3.4	2.9
非鉄金属製造業	2.9	2.4	2.3	2.9	2.8	3.0	3.0	4.3	3.1	2.5	2.0	2.7	2.3	3.0	2.4	1.8	1.2	2.2	4.0	3.1
金属製品製造業	3.7	3.0	3.4	4.3	5.2	4.5	5.7	5.4	4.9	4.5	5.4	5.0	2.4	5.2	3.4	6.8	▲1.5	2.4	5.1	7.4
はん用機械器具製造業	2.9	3.3	3.9	4.6	5.9	5.6	5.6	8.0	8.2	6.8	10.7	4.0	8.1	3.1	4.9	8.7	0.6	3.3	5.5	10.1
生産用機械器具製造業	4.3	4.6	3.7	4.5	5.8	6.1	4.5	6.9	8.1	6.2	7.6	6.5	6.4	3.8	5.1	6.5	3.9	3.7	6.1	7.5
業務用機械器具製造業	5.3	5.5	4.8	5.8	6.9	6.1	5.2	6.1	6.1	4.0	4.4	3.7	5.1	2.9	2.5	4.0	▲0.1	1.2	4.5	6.4
電気機械器具製造業	3.6	2.8	1.6	3.2	4.8	3.8	3.1	5.5	5.6	4.3	4.2	3.8	4.3	4.7	3.0	3.2	1.1	2.5	4.9	6.1
情報通信機械器具製造業	2.2	0.8	▲0.0	2.1	3.7	3.5	2.7	5.1	4.6	2.2	3.8	0.1	2.3	2.5	2.6	3.2	0.8	2.5	3.7	4.8
輸送用機械器具製造業	2.1	0.2	2.8	5.8	5.6	5.6	3.7	4.9	4.3	2.7	2.6	3.9	2.1	2.1	0.2	0.8	▲7.3	0.0	4.2	3.0
自動車・同附属品製造業	1.8	▲0.4	2.6	5.7	5.7	5.6	3.7	5.1	4.6	2.8	2.6	4.1	2.3	2.2	0.1	0.4	▲7.8	0.1	4.5	3.1
その他の輸送用機械器具製造業	5.4	5.3	4.7	6.4	4.6	4.7	3.1	2.7	1.3	1.1	2.5	0.9	0.2	0.5	0.5	4.0	▲2.8	▲1.4	0.5	2.9
その他の製造業	4.4	1.9	3.3	4.2	3.9	4.8	5.9	6.2	5.6	5.5	5.3	5.7	5.3	5.5	6.0	5.5	4.8	5.6	7.8	9.0
非製造業	3.1	3.2	3.4	3.6	4.0	4.5	4.6	4.6	4.5	4.8	5.6	5.0	4.2	4.4	3.5	4.3	2.7	2.9	4.1	4.6
農林水産業	▲0.9	3.7	▲0.3	▲0.0	2.1	1.9	3.7	0.9	▲0.3	0.7	1.8	▲0.3	▲3.2	3.7	▲2.7	0.6	▲7.8	▲4.2	▲0.4	2.2
農業、林業	▲1.2	3.9	▲1.8	▲0.2	1.8	1.5	4.4	1.0	▲1.7	1.6	0.4	0.9	1.1	3.5	▲1.4	▲0.2	▲6.5	▲1.8	2.1	3.2
漁業	▲0.2	3.4	3.5	0.4	3.2	3.3	2.1	0.6	3.8	▲1.4	6.1	▲3.3	▲13.2	4.4	▲6.0	2.8	▲11.3	▲10.8	▲6.3	▲1.0
鉱業、採石業、砂利採取業	27.1	30.0	33.9	31.2	32.6	22.1	13.5	19.1	18.7	19.8	15.9	21.9	21.6	20.5	12.5	12.8	8.0	13.7	14.8	19.7
建設業	2.5	2.3	2.9	2.9	4.2	5.1	6.0	5.8	5.3	5.4	8.6	3.4	5.3	3.2	9.4	8.4	2.5	4.6	4.8	9.0
電気業	7.0	▲1.1	▲5.5	▲1.4	1.7	6.5	5.2	3.7	3.2	3.9	3.7	4.4	5.4	1.8	3.8	1.5	4.2	8.8	0.0	▲1.1
ガス・熱供給・水道業	5.1	2.5	6.6	3.8	4.2	9.2	5.8	4.6	2.9	5.0	9.6	8.8	▲0.3	▲0.1	4.9	6.4	6.0	4.3	2.1	4.1
情報通信業	6.7	7.6	8.2	7.7	8.1	8.6	8.9	9.1	9.4	8.6	7.3	10.1	7.7	9.4	8.7	7.3	10.4	8.2	9.1	7.7
運輸業、郵便業	5.2	4.3	4.9	5.2	5.0	6.2	5.7	5.9	6.8	6.4	3.2	7.1	7.5	7.9	▲2.7	0.3	▲8.3	▲2.7	▲1.0	▲2.1
陸運業	5.7	5.1	5.6	6.3	6.0	7.7	7.2	7.5	8.4	7.6	4.1	8.5	8.5	9.3	▲1.4	1.0	▲7.5	▲2.2	2.3	▲4.2
水運業	4.5	▲1.0	▲0.2	1.7	1.8	1.5	0.2	0.7	0.5	2.9	1.2	2.7	4.6	3.2	0.1	▲1.9	▲1.3	▲0.1	4.0	▲2.0
その他の運輸業	4.2	4.8	5.6	4.5	3.8	5.0	4.6	5.1	5.8	5.0	2.0	5.4	6.5	6.4	▲6.7	▲0.3	▲12.8	▲4.6	▲10.5	2.0
卸売業・小売業	1.4	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.2	2.1	2.3	2.2	2.1	1.9	1.6	1.1	1.7	3.0	1.9
卸売業	1.1	1.5	1.5	1.5	1.3	1.4	1.7	1.7	1.8	1.8	1.6	1.9	1.9	1.7	1.4	1.0	0.7	1.1	2.5	1.4
小売業	2.0	2.5	2.3	2.6	3.1	3.0	2.7	2.5	2.6	3.1	3.4	3.2	3.0	2.9	2.9	2.9	1.9	2.9	3.8	2.8
不動産業、物品賃貸業	9.9	10.4	10.3	10.1	10.7	11.6	11.9	11.7	11.3	10.4	13.0	10.1	9.6	8.7	9.6	9.4	9.8	9.1	10.1	10.8
不動産業	11.6	11.9	12.1	11.6	12.1	13.3	13.7	14.2	13.4	11.9	15.5	11.1	11.0	10.1	11.1	10.4	11.9	10.5	11.9	12.5
物品賃貸業	5.5	6.5	5.8	6.4	7.1	7.4	7.4	5.8	6.1	6.5	6.9	7.5	6.3	5.1	5.3	6.4	4.5	5.1	5.1	6.0
リース業	5.7	6.8	6.4	6.8	7.7	8.0	8.0	6.1	6.6	7.4	8.7	8.0	6.8	5.9	5.9	8.1	5.0	5.1	5.5	6.9
その他の物品賃貸業	4.6	4.8	3.6	4.5	4.0	4.5	4.5	4.8	4.2	4.1	2.0	6.4	5.2	2.9	2.8	1.1	2.3	5.1	3.6	2.5
サービス業	5.2	4.6	5.3	6.0	7.2	7.3	7.1	7.5	7.2	8.4	12.1	9.2	4.5	7.4	4.6	6.6	5.1	1.2	5.1	9.2
宿泊業、飲食サービス業	3.2	2.8	2.6	3.0	3.3	4.2	4.2	4.8	3.5	2.7	1.2	3.1	3.0	3.2	▲9.9	▲4.7	▲28.3	▲8.8	▲3.7	▲18.1
宿泊業	2.0	0.7	2.3	4.3	4.6	6.5	7.8	8.1	4.6	3.2	0.1	3.7	4.5	4.1	▲22.8	▲11.5	▲102.0	▲24.1	▲6.0	▲48.0
飲食サービス業	3.6	3.5	2.7	2.3	2.7	3.5	2.9	3.1	2.7	2.4	1.9	2.8	2.1	2.7	▲6.2	▲1.8	▲17.2	▲5.0	▲3.0	▲10.3
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.1	3.9	3.7	4.0	3.7	3.5	3.9	3.5	3.3	2.3	4.7	4.3	1.4	▲3.9	0.3	▲16.7	▲3.8	▲1.5	▲2.2
生活関連サービス業	4.2	3.8	4.3	2.9	2.6	3.6	3.4	2.9	1.7	1.5	0.8	2.9	0.7	1.8	▲5.8	▲0.2	▲20.2	▲8.3	▲1.6	▲4.0
娯楽業	2.6	2.8	3.5	4.4	5.1	3.8	3.5	4.6	4.7	4.3	3.4	5.4	6.2	1.1	▲2.8	0.7	▲14.2	▲1.4	▲1.5	▲1.0
学術研究、専門・技術サービス業	9.0	8.3	9.8	11.1	14.3	15.6	13.5	12.6	14.7	19.3	27.9	21.6	5.4	16.8	15.6	16.5	25.2	5.3	12.7	24.7
広告業	2.8	2.7	3.3	4.2	4.5	4.1	3.6	3.2	3.7	2.8	4.1	1.0	2.6	3.1	1.9	3.9	▲1.7	1.4	3.0	3.1
純粋株式会社	54.2	48.7	54.8	58.4	61.1	63.7	59.6	49.2	59.6	66.8	79.7	72.6	21.4	61.3	59.8	54.0	72.9	26.4	47.6	71.1
その他の学術研究、専門・技術サービス業	5.1	4.4	4.8	4.4	6.2	6.9	2.4	3.5	3.4	7.0	13.5	3.9	3.4	4.6	5.3	10.1	4.9	1.7	2.9	7.2
教育、学習支援業	8.9	2.6	5.8	7.1	5.9	3.1	3.2	6.5	3.5	1.4	▲0.3	▲2.4	4.7	3.1	3.1	7.8	▲18.2	9.4	6.5	6.7
医療、福祉業	4.4	4.6	5.8	6.5	5.1	5.7	6.5	4.7	3.9	3.7	4.7	4.9	3.3	2.2	4.0	4.1	1.8	4.6	5.6	1.8
職業紹介・労働者派遣業	3.9	3.7	4.0	2.9	3.5	4.4	4.7	5.9	4.9	5.0	3.8	5.3	4.2	6.5	4.0	3.9	4.0	1.0	7.0	3.6
その他のサービス業	5.2	3.7	3.9	5.0	5.0	6.6	6.7	5.6	6.2	7.0	6.1	4.9	6.6	4.6	5.5	3.8	3.6	5.1	6.7	

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注) 暦年の数値は、四半期データを合算

産業別にみた企業の売上高経常利益率の推移

売上高経常利益率

(単位:%)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元年				令和2年				令和3年		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
全産業(除金融保険業)	3.5	3.4	3.8	4.6	5.0	5.4	5.5	5.9	5.9	5.7	6.0	6.7	5.0	5.3	4.7	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
製造業	4.2	3.6	3.9	5.7	6.1	6.1	5.8	7.6	7.5	6.3	6.0	7.7	5.7	5.8	5.5	4.7	4.9	4.8	7.5	7.8
食料品製造業	2.9	3.7	3.7	3.9	3.4	4.7	4.9	5.6	5.0	4.6	2.9	5.5	5.2	4.5	3.8	3.2	2.6	4.9	4.6	2.6
繊維工業	1.4	3.1	3.5	4.1	3.5	2.4	4.2	4.2	4.0	4.4	2.7	7.0	3.9	4.3	4.6	1.6	5.1	1.9	9.9	▲2.0
木材・木製品製造業	3.3	3.6	0.6	2.8	3.5	1.9	4.2	4.2	5.3	4.2	4.0	3.7	4.3	4.8	4.3	4.4	4.1	2.6	6.0	3.9
パルプ・紙・紙加工品製造業	3.2	3.8	3.1	3.1	3.4	3.9	4.2	3.3	2.7	4.3	2.4	5.0	4.7	5.0	4.9	4.1	4.9	3.9	6.5	8.3
印刷・同関連業	2.5	2.3	2.7	4.0	3.1	2.7	3.3	3.5	3.4	3.5	3.8	4.8	2.3	3.4	2.8	3.8	1.4	1.4	4.3	6.9
化学工業	8.5	8.4	7.5	9.8	9.1	9.1	9.9	11.8	11.6	10.8	8.9	13.4	9.9	11.0	10.7	9.1	12.6	9.3	11.9	9.8
石油製品・石炭製品製造業	1.8	2.8	0.3	1.4	▲0.3	▲0.2	2.6	3.9	2.4	1.7	1.7	2.3	0.5	2.3	▲1.1	▲5.8	▲7.4	6.6	4.3	8.1
窯業・土石製品製造業	5.4	4.7	4.2	6.2	5.8	5.5	5.8	7.6	8.3	8.4	8.3	6.8	6.5	11.8	5.5	5.3	5.6	3.5	7.4	8.1
鉄鋼業	3.6	2.5	0.3	4.1	5.3	4.3	2.3	4.4	4.3	2.0	2.9	3.5	0.0	1.4	▲0.1	0.0	▲1.6	▲4.0	4.4	4.1
非鉄金属製造業	3.9	3.3	4.2	5.1	4.3	4.5	4.5	5.9	5.0	5.2	4.5	6.1	4.1	5.9	4.1	3.8	4.1	3.5	5.0	5.2
金属製品製造業	4.5	3.4	3.9	5.3	5.9	6.4	6.5	5.8	5.4	5.9	6.7	7.9	2.9	5.9	5.2	8.7	0.4	4.1	6.5	9.3
はん用機械器具製造業	3.5	3.9	4.8	6.2	8.4	7.1	6.2	9.4	9.0	7.9	11.7	5.9	8.8	3.9	6.1	8.9	4.1	4.0	6.6	13.1
生産用機械器具製造業	4.2	5.0	4.7	6.2	7.6	7.6	6.1	8.6	9.8	9.0	11.9	9.6	7.8	5.9	8.8	10.0	8.0	6.8	10.2	12.5
業務用機械器具製造業	6.3	6.8	6.5	8.3	9.2	8.9	7.6	9.4	9.6	7.0	7.8	8.5	7.0	4.9	6.4	6.8	6.5	4.3	7.7	13.6
電気機械器具製造業	4.6	4.4	2.9	4.4	6.6	5.6	4.6	8.7	8.5	6.8	5.0	9.0	5.8	8.0	6.4	4.6	7.7	4.3	9.6	7.9
情報通信機械器具製造業	2.4	1.2	1.7	4.3	5.5	4.7	4.6	7.1	10.0	5.0	5.9	4.5	5.1	4.3	4.6	5.2	3.7	3.4	5.7	8.1
輸送用機械器具製造業	4.4	1.9	4.8	8.4	8.8	8.5	6.5	8.6	7.6	6.1	5.2	9.1	5.6	4.6	4.4	2.3	3.5	4.0	7.3	6.3
自動車・同附属品製造業	4.2	1.5	4.8	8.6	9.0	8.8	6.8	9.0	8.1	6.5	5.3	9.7	5.9	4.9	4.6	2.2	3.6	4.2	7.7	6.5
その他の輸送用機械器具製造業	6.2	5.0	4.9	6.9	6.1	5.2	3.7	5.2	2.4	2.1	3.4	2.0	1.9	1.1	2.3	3.4	2.2	1.9	1.4	4.0
その他の製造業	4.4	2.3	4.3	5.7	5.1	6.3	6.8	7.5	6.9	7.0	7.1	7.7	6.6	6.7	7.5	6.0	7.1	7.3	9.3	11.9
非製造業	3.2	3.3	3.8	4.1	4.5	5.0	5.4	5.2	5.2	5.5	6.0	6.3	4.7	5.1	4.3	4.6	4.1	3.7	4.8	5.3
農林水産業	0.6	5.0	3.5	5.0	4.0	3.7	5.9	2.7	2.0	3.4	5.3	1.8	▲1.5	6.8	1.2	3.7	▲5.3	0.0	5.3	6.7
農業、林業	0.3	4.6	2.7	5.7	3.4	3.2	6.5	2.8	0.3	4.1	4.0	2.2	2.3	6.9	2.6	1.9	▲3.8	2.9	8.3	6.9
漁業	1.3	5.8	5.1	3.3	6.4	5.2	4.3	2.2	7.2	1.6	9.4	1.0	▲10.4	6.3	▲2.2	8.4	▲9.3	▲8.2	▲1.9	6.0
鉱業、採石業、砂利採取業	29.4	30.9	35.8	35.3	35.8	24.1	14.0	21.6	19.9	22.8	20.7	24.5	23.8	22.4	8.8	19.3	13.7	13.2	▲17.3	20.6
建設業	2.6	2.4	3.1	3.4	4.6	5.7	6.4	6.3	5.9	6.0	8.9	4.7	5.8	3.8	6.1	8.6	4.0	5.2	5.6	9.8
電気業	5.2	▲2.9	▲6.8	▲2.6	0.1	5.4	4.6	3.2	3.3	4.2	2.8	7.3	4.7	1.6	4.2	0.9	7.5	8.3	▲0.1	▲1.8
ガス・熱供給・水道業	5.4	2.8	7.0	4.1	4.6	9.7	6.5	5.2	3.8	5.9	10.4	10.6	0.0	0.3	5.4	6.8	7.6	4.2	2.4	4.8
情報通信業	6.8	7.7	8.6	8.3	8.6	8.9	9.2	9.7	10.0	9.7	7.6	12.7	8.9	10.0	9.5	7.6	12.0	9.2	9.4	8.5
運輸業、郵便業	4.6	4.0	4.9	5.4	5.3	6.5	5.9	6.3	7.2	6.8	3.3	8.3	7.7	8.2	▲1.8	0.4	▲6.8	▲1.3	▲0.2	▲0.4
陸運業	4.9	4.4	5.3	6.1	6.1	7.6	7.2	7.5	8.5	7.9	4.1	9.5	8.4	9.3	▲0.6	0.9	▲6.0	▲0.8	2.9	▲3.3
水運業	4.9	0.3	0.8	3.4	3.5	3.7	1.6	2.5	2.5	4.6	2.2	5.1	6.0	5.0	2.0	▲0.9	1.5	2.1	5.5	7.4
その他の運輸業	4.0	4.6	5.6	4.7	4.4	5.2	5.0	5.6	6.5	5.4	2.0	6.7	6.7	8.7	▲5.9	0.0	▲11.7	▲3.7	▲9.4	2.7
卸売業・小売業	1.6	2.1	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.8	2.9	2.5	3.4	2.9	2.7	2.7	2.2	2.4	2.4	3.6	2.6
卸売業	1.4	1.9	2.3	2.2	2.0	2.1	2.3	2.6	2.8	2.6	2.1	3.3	2.7	2.5	2.3	1.7	2.3	1.9	3.3	2.2
小売業	2.2	2.6	2.5	2.9	3.3	3.3	3.0	2.9	2.9	3.4	3.5	3.6	3.3	3.2	3.4	3.3	2.5	3.3	4.3	3.2
不動産業、物品賃貸業	7.7	8.1	9.4	9.8	10.5	12.2	12.2	12.3	12.0	11.6	13.0	13.2	9.8	10.3	10.1	9.0	11.3	9.6	10.9	10.8
不動産業	8.8	8.7	10.8	11.0	11.7	13.8	13.9	14.6	14.1	13.3	15.1	14.9	11.0	12.3	11.5	9.5	13.2	11.0	12.8	12.1
物品賃貸業	5.4	6.5	6.1	6.9	7.5	8.0	8.0	7.0	7.2	7.3	7.9	8.9	6.8	5.4	6.3	7.3	6.3	5.7	5.6	7.0
リース業	5.6	6.9	6.6	7.4	8.2	8.7	8.7	7.5	8.1	8.4	9.9	9.9	7.3	6.3	7.1	9.3	7.3	5.7	5.9	8.0
その他の物品賃貸業	4.6	4.7	3.8	4.5	4.0	4.6	4.7	5.2	4.2	4.3	2.5	6.4	5.4	3.1	3.2	1.3	2.7	5.9	4.0	3.3
サービス業	5.3	4.7	5.6	6.7	7.8	8.0	9.8	8.2	8.0	9.1	12.4	10.0	4.7	8.7	5.8	6.6	6.8	2.8	6.5	10.1
宿泊業、飲食サービス業	3.3	2.4	2.6	3.4	3.4	4.3	4.2	4.9	3.6	2.8	1.6	3.5	2.8	3.2	▲7.8	▲4.7	▲26.6	▲5.5	0.3	▲11.2
宿泊業	0.8	▲0.8	1.2	4.5	4.1	5.9	7.7	8.2	4.5	3.1	1.0	3.7	3.9	3.4	▲18.5	▲12.0	▲96.3	▲14.0	▲1.1	▲36.2
飲食サービス業	4.3	3.5	3.3	2.8	3.1	3.7	2.9	3.1	3.0	2.7	1.9	3.4	2.2	3.1	▲4.7	▲1.6	▲16.1	▲3.3	▲0.1	▲4.7
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	3.2	3.6	4.1	4.5	4.1	3.8	4.3	4.1	4.1	3.0	5.4	4.8	2.7	▲2.6	0.7	▲14.9	▲1.4	▲0.1	▲0.5
生活関連サービス業	4.2	4.0	4.3	3.1	3.1	4.4	3.4	3.4	2.2	2.8	1.1	3.4	1.9	4.9	▲4.3	0.3	▲18.5	▲4.4	▲0.5	▲1.7
娯楽業	2.7	2.7	3.0	4.9	5.6	3.9	4.1	5.0	5.4	4.8	4.3	6.1	6.3	1.4	▲1.6	0.9	▲12.4	0.2	0.1	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	8.7	8.5	10.8	12.5	15.6	16.4	22.4	14.4	16.0	19.9	27.4	22.5	5.1	19.5	15.9	15.8	26.6	6.1	12.9	23.3
広告業	3.1	2.9	3.7	4.7	5.3	4.7	4.1	3.8	4.1	3.3	4.5	1.6	2.8	3.9	2.6	4.1	▲0.9	2.6	3.6	3.2
細粒持株会社	52.9	50.4	60.8	64.9	65.8	67.1	104.6	55.7	64.6	68.8	78.0	75.0	18.2	70.9	54.6	50.7	74.9	26.0	43.1	63.3
その他の学術研究、専門・技術サービス業	4.5	4.4	5.0	5.1	6.5	7.0	3.1	4.0	3.7	7.0	13.1	4.1	3.3	5.2	6.2	9.7	6.1	2.5	5.1	9.0
教育、学習支援業	9.1	2.5	6.1	7.2	7.6	5.1	4.7	8.1	7.4	5.6	3.6	1.7	9.1	7.5	4.4	7.9	▲16.9	11.5	8.1	8.1
医療、福祉業	5.0	5.5	6.7	7.2	5.9	6.1	6.8	5.1	4.3	3.8	4.7	5.3	3.1	2.4	5.0	4.9	2.8	5.1	7.0	3.5
職業紹介・労働者派遣業	3.9	4.1	4.1	2.9	3.7	4.6	5.1	6.0	5.2	5.3	4.1	5.9	4.4	7.0	5.2	4.6	5.1	2.3	8.7	5.8
その他のサービス業	5.7	4.3	4.4	5.6	5.5	6.2	7.1	7.0	6.3	6.9	7.7	7.2	5.5	7.2	6.0	6.1	6.3	4.9	6.6	7.7

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成
(注) 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。</

資本金階級別労働分配率の推移

(単位: %)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年				令和2年				令和3年		
											1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月		
規模計(資本金1千万円以上)	68.9	64.4	65.9	65.4	62.9	61.6	60.6	60.7	59.3	59.5	59.6	57.2	57.1	62.4	62.1	63.2	61.5	64.6	65.7	61.4	56.8
1億円以上	60.3	55.2	56.2	56.1	52.8	52.4	51.8	51.7	50.2	50.0	51.2	50.0	48.4	54.1	52.6	55.1	56.1	53.7	57.4	53.4	49.7
10億円以上	55.0	49.5	50.8	50.4	46.8	46.0	45.4	45.2	43.7	43.8	44.7	45.0	40.6	48.3	45.7	48.9	51.4	45.3	51.9	47.5	44.4
1億円以上 - 10億円未満	72.5	68.8	68.8	69.0	67.4	67.4	66.4	66.2	64.9	64.7	65.7	61.2	67.8	66.1	67.8	68.3	65.3	76.0	68.3	65.3	61.0
1千万円以上 - 1億円未満	78.6	75.2	77.0	76.6	76.0	73.8	72.3	72.6	72.0	73.2	71.6	67.0	70.5	73.6	75.8	74.7	68.7	82.4	77.2	72.1	67.4
5千万円以上 - 1億円未満	72.5	68.5	72.4	73.9	73.8	70.8	68.3	68.6	68.3	70.5	69.5	66.3	68.7	69.5	73.3	73.2	67.4	82.9	75.6	69.3	63.5
1千万円以上 - 5千万円未満	80.5	77.7	78.6	77.5	76.8	74.9	73.9	74.2	73.5	74.3	72.5	67.3	71.1	75.3	76.9	75.3	69.2	82.2	77.8	73.3	69.2
2千万円以上 - 5千万円未満	78.8	76.5	77.8	75.5	75.9	74.6	71.4	71.6	71.6	72.9	71.3	62.9	70.5	74.9	78.2	73.6	67.5	79.1	73.7	74.7	62.9
1千万円以上 - 2千万円未満	81.7	78.6	79.2	78.9	77.4	75.2	75.9	76.0	74.8	75.4	73.5	70.9	71.7	75.6	75.9	76.6	70.6	84.9	81.4	72.2	75.0

(資料出所) 財務省「法人企業統計調査」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成

(注) 1. 労働分配率=人件費/(人件費+経常利益+支払利息等+減価償却費)により計算。ここで、人件費=役員給与+役員賞与+従業員給与+従業員賞与+福利厚生費。

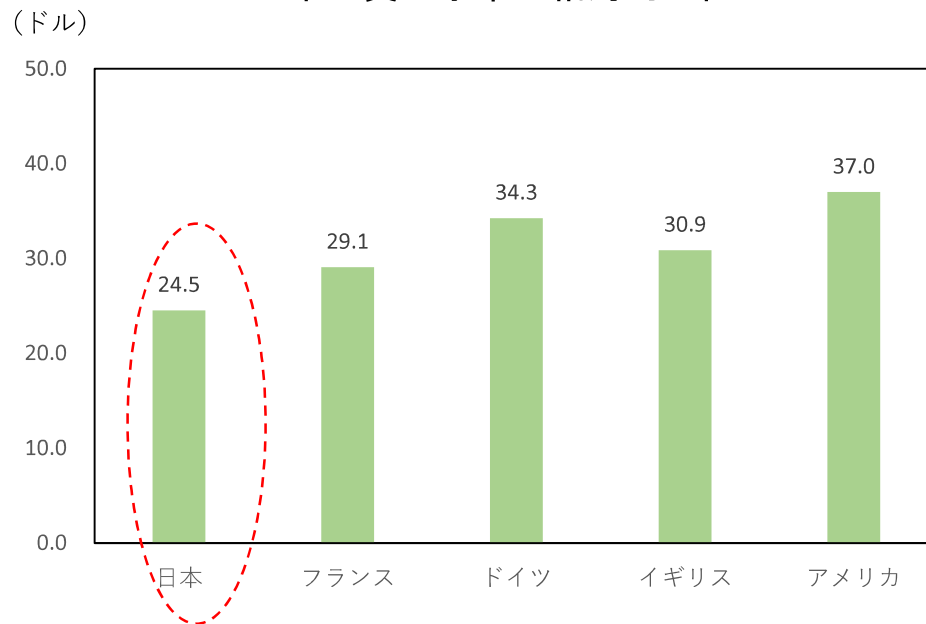
2. 暦年の数値は、四半期データを合算して作成。

3. 金融業、保険業を除く産業計の数値。

2. 日本経済の底上げに向けて③:各国の賃金水準、春闘賃上げ率と最低賃金

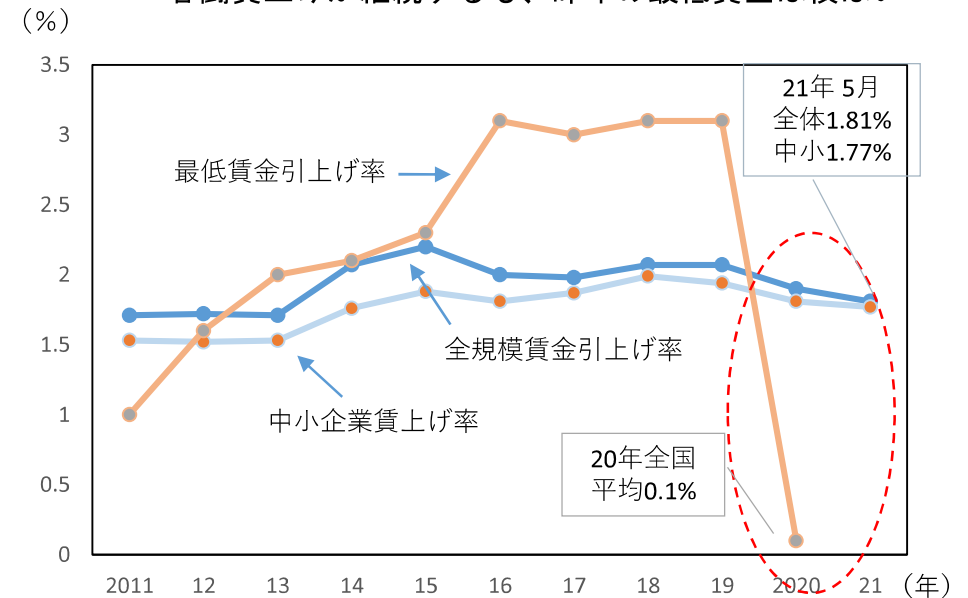
- 日本の一般労働者の賃金は主要国と比べて低い水準にとどまっており、賃金水準の底上げが必要。
- 春闘においては、新型コロナウイルスの影響の下でも、中小企業も含めて、昨年、今年と賃上げが継続し人材確保を図るなど前向きな動きが続く一方で、最低賃金は昨年横ばいとなり、一般労働者の賃金との差が生じている。

図表9 主要国の平均賃金の水準(2019年)
～日本の賃金水準は相対的に低め～



(備考) OECD Statより作成。国民経済計算の賃金・俸給をもとにOECDが計算したフルタイム雇用者相当分を時給に換算。2019年のレートでドル表示。

図表10 春闘賃上げ率と最低賃金引上げ率
～春闘賃上げが継続するも、昨年の最低賃金は横ばい～



(備考) 春闘は連合集計。2021年は第5回集計の結果。

令和3年6月17日

 総務省
 厚生労働省

希望する高齢者に対する新型コロナワクチン接種

希望する高齢者の方々に対する各市区町村におけるワクチン接種の終了時期の見込み（6月16日時点）について、厚生労働省とともに都道府県に照会し、今般、回答を取りまとめましたので、その結果をお知らせいたします。

<高齢者向け接種の終了時期の見込み>

終了予定時期	7月未まで	8月中	9月以降	合計
自治体数	1,741 (+23) (100.0%)	0 (▲21) (0.0%)	0 (▲2) (0.0%)	1,741

注1：増減数は、6月1日時点（6月2日公表）との比較。

注2：医療従事者の確保等を前提とした回答も含まれている。

連絡先

総務省 地域力創造グループ地域政策課
 担当： 茂原課長補佐、酒川係長
 電話： 03-5253-5523(直通)

厚生労働省 健康局健康課予防接種室
 担当： 小林室長補佐、入澤主査
 電話： 03-6812-7812(直通)

(都道府県別の内訳)

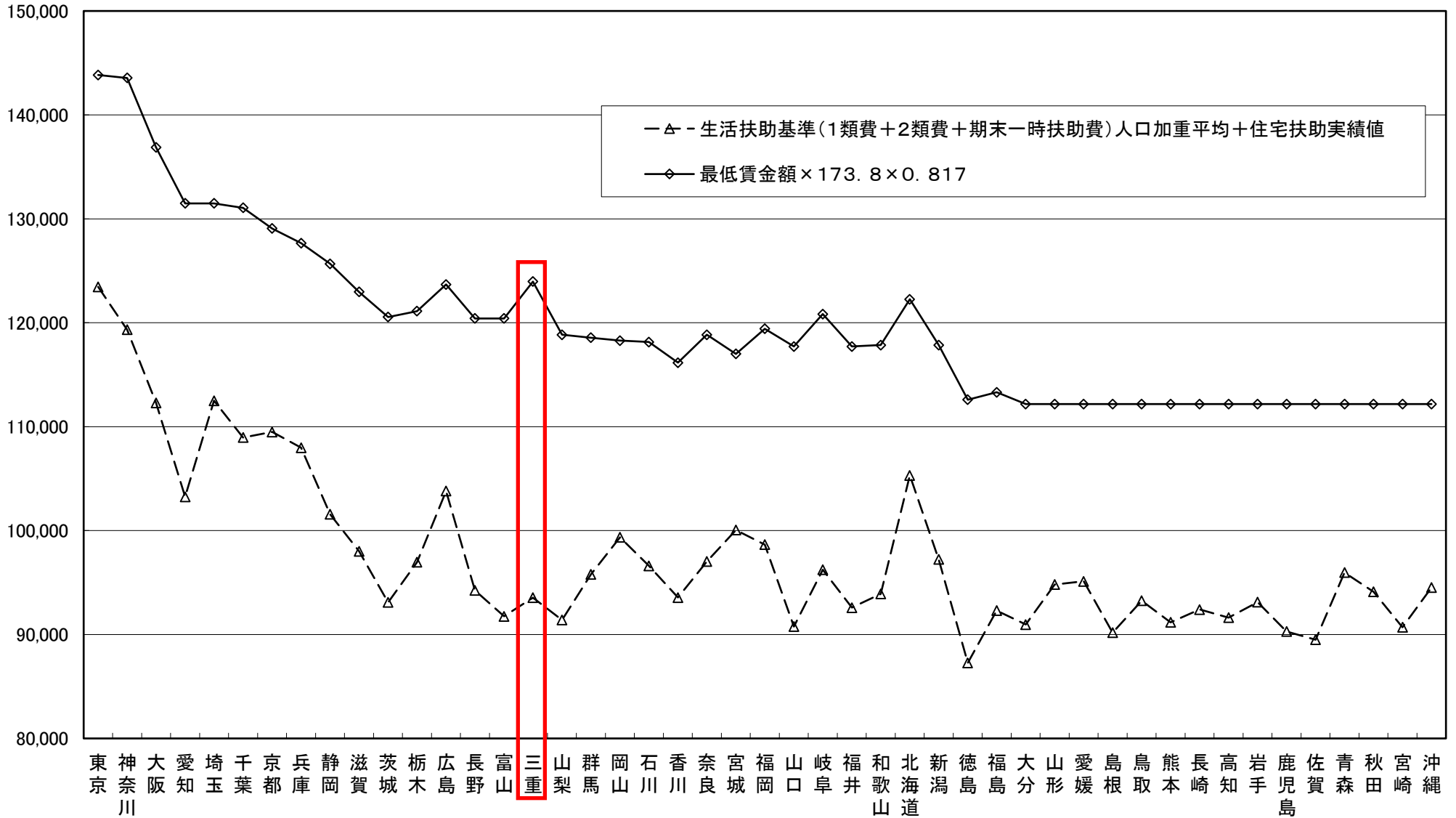
	7月未まで	8月中	9月以降	合計	7月未までに終了 予定の団体の割合
北海道	179 (163)	-	-	179	100.0% (91.1%)
青森県	40 (40)	-	-	40	100.0% (100.0%)
岩手県	33 (33)	-	-	33	100.0% (100.0%)
宮城県	35 (35)	-	-	35	100.0% (100.0%)
秋田県	25 (23)	-	-	25	100.0% (92.0%)
山形県	35 (35)	-	-	35	100.0% (100.0%)
福島県	59 (57)	-	-	59	100.0% (96.6%)
茨城県	44 (44)	-	-	44	100.0% (100.0%)
栃木県	25 (25)	-	-	25	100.0% (100.0%)
群馬県	35 (35)	-	-	35	100.0% (100.0%)
埼玉県	63 (62)	-	-	63	100.0% (98.4%)
千葉県	54 (54)	-	-	54	100.0% (100.0%)
東京都	62 (60)	-	-	62	100.0% (96.8%)
神奈川県	33 (33)	-	-	33	100.0% (100.0%)
新潟県	30 (30)	-	-	30	100.0% (100.0%)
富山県	15 (15)	-	-	15	100.0% (100.0%)
石川県	19 (19)	-	-	19	100.0% (100.0%)
福井県	17 (17)	-	-	17	100.0% (100.0%)
山梨県	27 (27)	-	-	27	100.0% (100.0%)
長野県	77 (77)	-	-	77	100.0% (100.0%)
岐阜県	42 (42)	-	-	42	100.0% (100.0%)
静岡県	35 (35)	-	-	35	100.0% (100.0%)
愛知県	54 (54)	-	-	54	100.0% (100.0%)
三重県	29 (29)	-	-	29	100.0% (100.0%)
滋賀県	19 (19)	-	-	19	100.0% (100.0%)
京都府	26 (26)	-	-	26	100.0% (100.0%)
大阪府	43 (43)	-	-	43	100.0% (100.0%)
兵庫県	41 (41)	-	-	41	100.0% (100.0%)
奈良県	39 (39)	-	-	39	100.0% (100.0%)
和歌山県	30 (30)	-	-	30	100.0% (100.0%)
鳥取県	19 (19)	-	-	19	100.0% (100.0%)
島根県	19 (19)	-	-	19	100.0% (100.0%)
岡山県	27 (27)	-	-	27	100.0% (100.0%)
広島県	23 (23)	-	-	23	100.0% (100.0%)
山口県	19 (19)	-	-	19	100.0% (100.0%)
徳島県	24 (24)	-	-	24	100.0% (100.0%)
香川県	17 (17)	-	-	17	100.0% (100.0%)
愛媛県	20 (20)	-	-	20	100.0% (100.0%)
高知県	34 (34)	-	-	34	100.0% (100.0%)
福岡県	60 (60)	-	-	60	100.0% (100.0%)
佐賀県	20 (20)	-	-	20	100.0% (100.0%)
長崎県	21 (21)	-	-	21	100.0% (100.0%)
熊本県	45 (45)	-	-	45	100.0% (100.0%)
大分県	18 (18)	-	-	18	100.0% (100.0%)
宮崎県	26 (26)	-	-	26	100.0% (100.0%)
鹿児島県	43 (43)	-	-	43	100.0% (100.0%)
沖縄県	41 (41)	-	-	41	100.0% (100.0%)
合計	1,741 (1718)	-	-	1,741	100.0% (98.7%)

※括弧書きは、6月1日時点

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

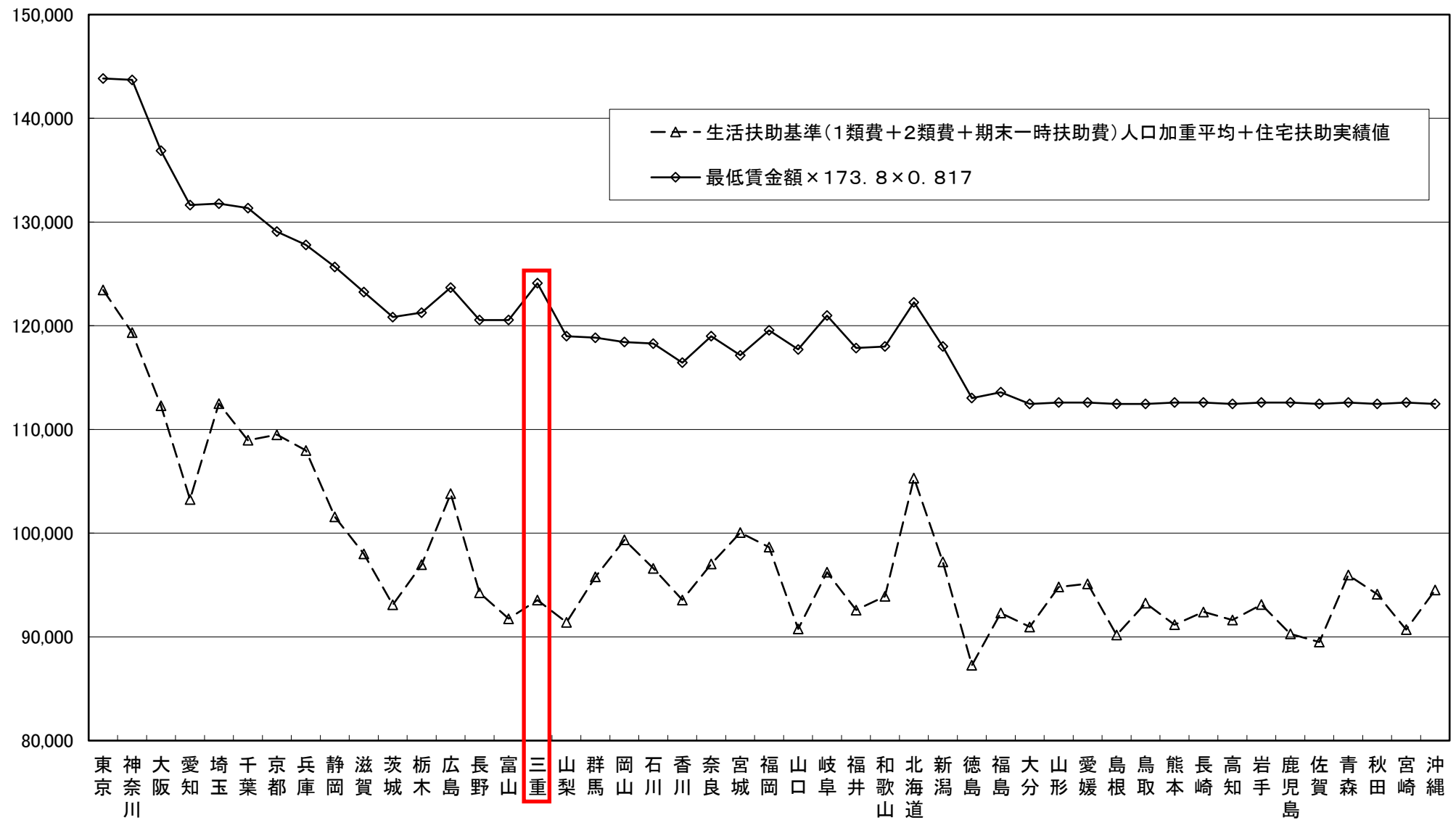
単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータ、最低賃金のデータともに令和元年度のものである。
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度 データに基 づく乖離額 (A)	令和2年度 地域別最低 賃金引上げ額 (B)	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e①)	可処分所得 比率が低下 (0.818→0.817) したことによる 影響額 (e②)	生活扶助基準の 見直しによる 影響額 (e③)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。

※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和2年度）

年度		平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)		737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)
Aランク	未満率 (%)	1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率 (%)	4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Bランク	未満率 (%)	1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率 (%)	2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Cランク	未満率 (%)	1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率 (%)	3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Dランク	未満率 (%)	2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率 (%)	3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和2年）

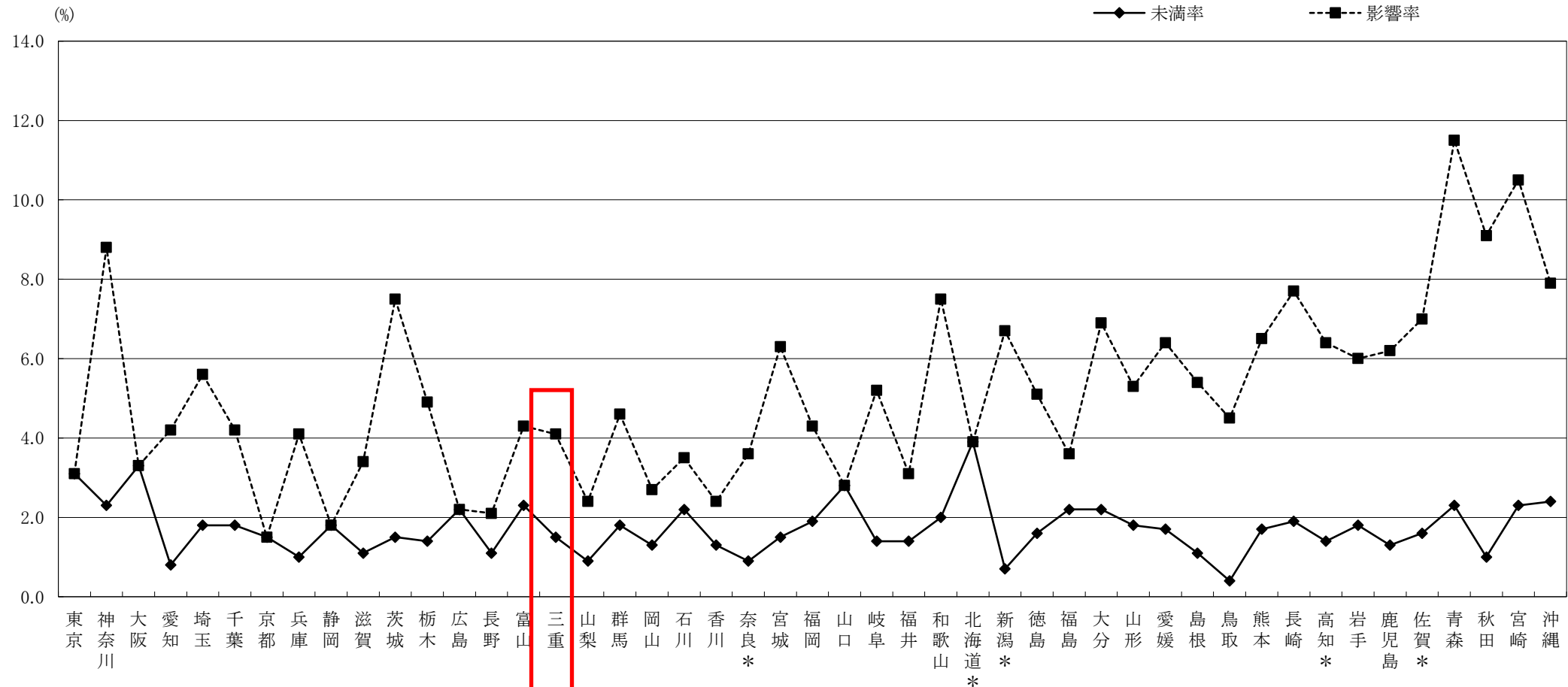
- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

2. 地域別最低賃金の未満率と影響率

(1) 都道府県別未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 4.7%



	東 京	神 奈 川	大 阪	愛 知	埼 玉	千 葉	京 都	兵 庫	静 岡	滋 賀	茨 城	栃 木	広 島	長 野	富 山	三 重	山 梨	群 馬	岡 山	石 川	香 川	奈 良*	宮 城	福 岡	山 口	岐 阜	福 井	和 歌 山	北 海 道*	新 潟*	徳 島	福 島	大 分	山 形	愛 媛	島 根	鳥 取	熊 本	長 崎	高 知*	岩 手	鹿 児 島	佐 賀*	青 森	秋 田	宮 崎	沖 縄	全 国 平 均
未満率	3.1	2.3	3.3	0.8	1.8	1.8	1.5	1.0	1.8	1.1	1.5	1.4	2.2	1.1	2.3	1.5	0.9	1.8	1.3	2.2	1.3	0.9	1.5	1.9	2.8	1.4	1.4	2.0	3.9	0.7	1.6	2.2	2.2	1.8	1.7	1.1	0.4	1.7	1.9	1.4	1.8	1.3	1.6	2.3	1.0	2.3	2.4	2.0
影響率	3.1	8.8	3.3	4.2	5.6	4.2	1.5	4.1	1.8	3.4	7.5	4.9	2.2	2.1	4.3	4.1	2.4	4.6	2.7	3.5	2.4	3.6	6.3	4.3	2.8	5.2	3.1	7.5	3.9	6.7	5.1	3.6	6.9	5.3	6.4	5.4	4.5	6.5	7.7	6.4	6.0	6.2	7.0	11.5	9.1	10.5	7.9	4.7

資料出所 厚生労働省「令和2年最低賃金に関する基礎調査」

(注1) 事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)を調査対象としている。

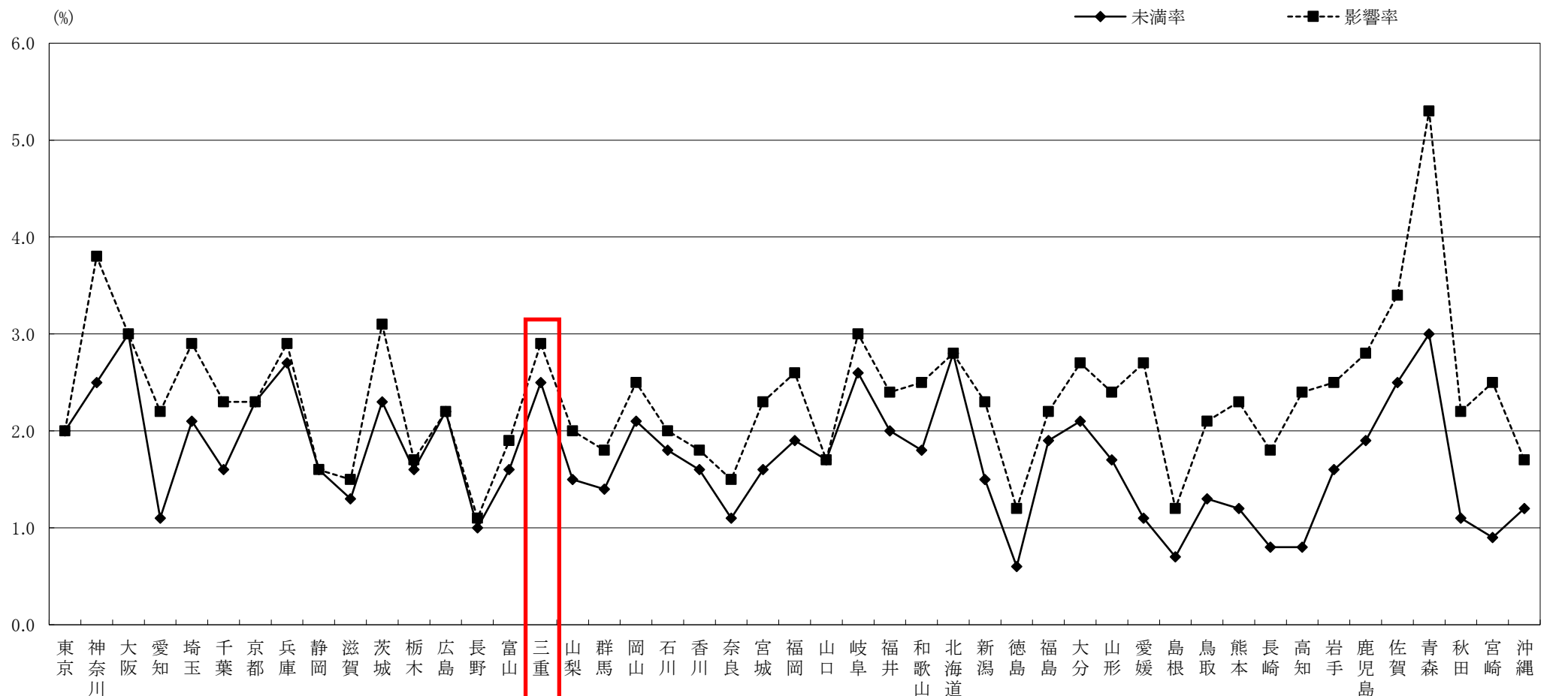
(注2) 上記の影響率、未満率は、令和2年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。

表のうち「*」のある県の数値は事業所数による復元を、「*」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%

影響率(全国加重平均) 2.5%



	東	神	大	愛	埼	千	京	兵	静	滋	茨	栃	広	長	富	三	山	群	岡	石	香	奈	宮	福	山	岐	福	和	北	新	徳	福	大	山	愛	島	鳥	熊	長	高	岩	鹿	佐	青	秋	宮	沖	全	
	京	奈	阪	知	玉	葉	都	庫	岡	賀	城	木	島	野	山	重	梨	馬	山	川	川	良	城	岡	口	阜	井	山	海	潟	島	島	分	形	媛	根	取	本	崎	知	手	児	島	賀	森	田	崎	縄	国
未満率	2.0	2.5	3.0	1.1	2.1	1.6	2.3	2.7	1.6	1.3	2.3	1.6	2.2	1.0	1.6	2.5	1.5	1.4	2.1	1.8	1.6	1.1	1.6	1.9	1.7	2.6	2.0	1.8	2.8	1.5	0.6	1.9	2.1	1.7	1.1	0.7	1.3	1.2	0.8	0.8	1.6	1.9	2.5	3.0	1.1	0.9	1.2	2.0	
影響率	2.0	3.8	3.0	2.2	2.9	2.3	2.3	2.9	1.6	1.5	3.1	1.7	2.2	1.1	1.9	2.9	2.0	1.8	2.5	2.0	1.8	1.5	2.3	2.6	1.7	3.0	2.4	2.5	2.8	2.3	1.2	2.2	2.7	2.4	2.7	1.2	2.1	2.3	1.8	2.4	2.5	2.8	3.4	5.3	2.2	2.5	1.7	2.5	

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
- 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

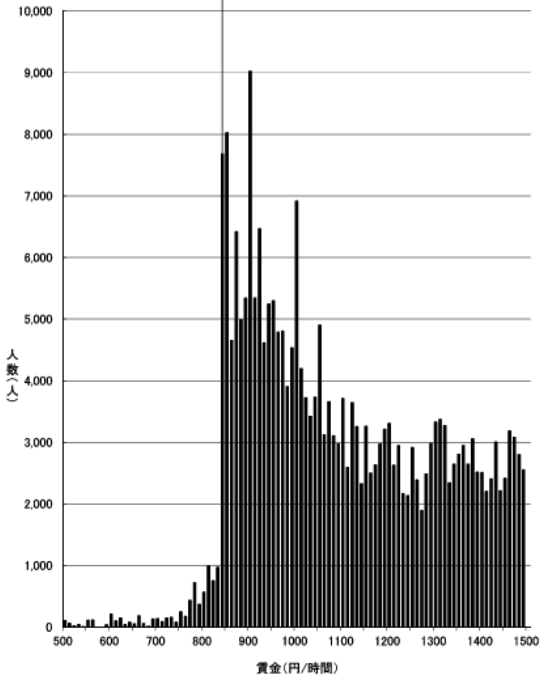
賃金分布に関する資料（抜粋）

令和元年

一般・短時間計

三重(B)

846円

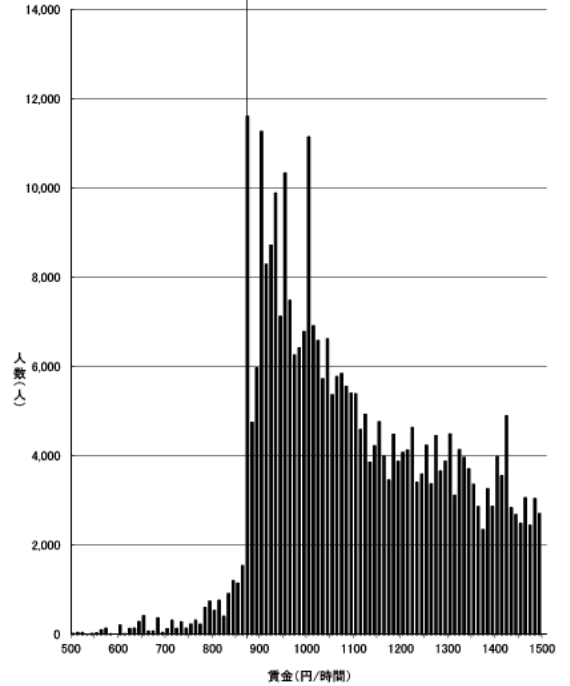


令和2年

一般・短時間計

三重(B)

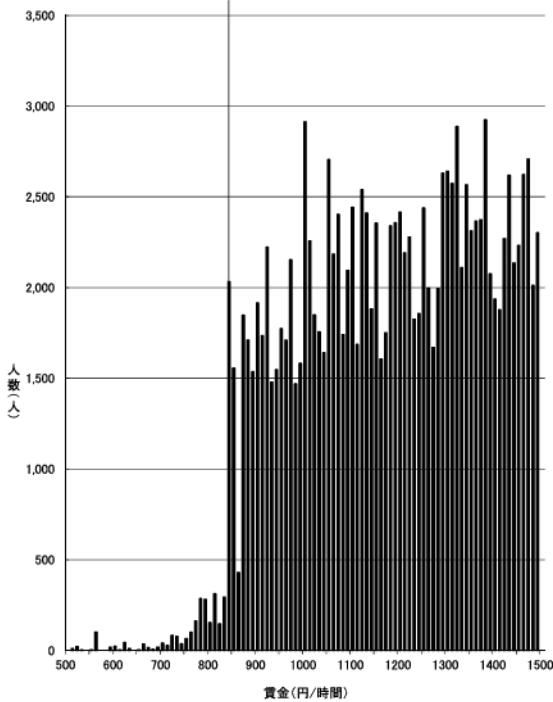
873円



三重(B)

一般労働者

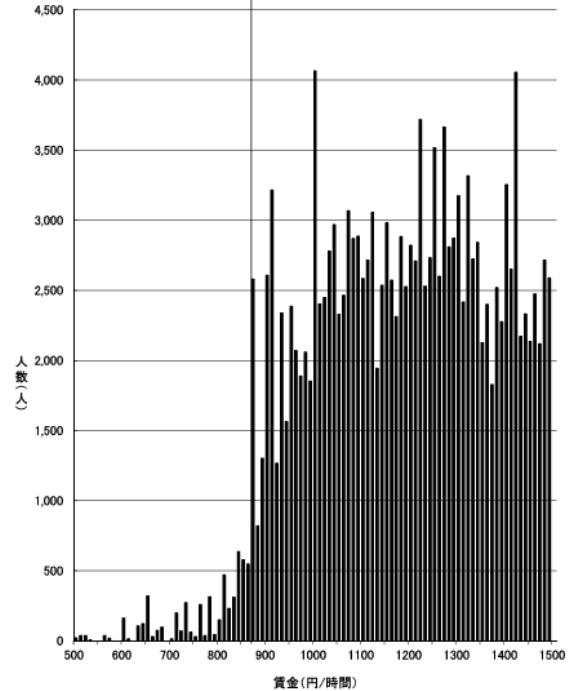
846円



三重(B)

一般労働者

873円



資料出所：厚生労働省「令和元年度賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

資料出所：厚生労働省「令和2年度賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆動手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

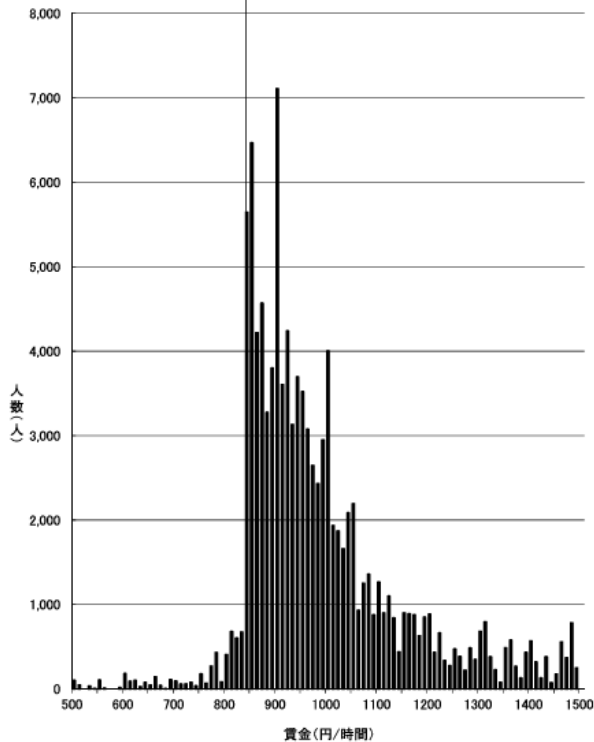
賃金分布に関する資料（抜粋）

令和元年

短時間労働者

三重(B)

846円



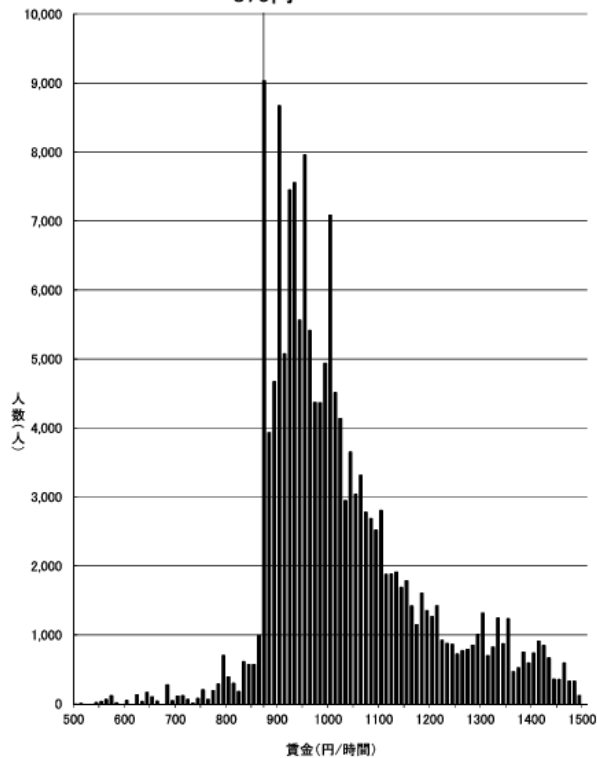
資料出所：厚生労働省「令和元年度賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) グラフ内記載の額は平成30年度最低賃金額である。また、500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。

令和2年

短時間労働者

三重(B)

873円



資料出所：厚生労働省「令和2年度賃金構造基本統計調査特別集計」
 (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
 2 500円未満及び1500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
 3 賃金額は、所定内給与（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内労働時間数で除したものである。
 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。



三重県最低賃金（地域別最低賃金）の推移

効力発生日	日 額（円）	対前年上昇率（％）	時間額（円）	引上げ額	対前年上昇率（％）
47. 12. 1(注1)	1,060		133(注2)		
49. 3. 28	1,330	25.5%	167		0.256
50. 2. 23	1,850	39.1 %	232	65	38.92 %
51. 10. 31	2,140	15.7 %	268	36	15.52 %
52. 10. 26	2,344	9.5 %	293	25	9.33 %
53. 10. 8	2,494	6.4 %	312	19	6.48 %
54. 10. 8	2,649	6.2 %	332	20	6.41 %
55. 10. 10	2,838	7.1 %	355	23	6.93 %
56. 10. 9	3,023	6.5 %	378	23	6.48 %
57. 10. 9	3,188	5.5 %	400	22	5.82 %
58. 10. 9	3,291	3.2 %	412	12	3.00 %
59. 10. 9	3,394	3.1 %	425	13	3.16 %
60. 10. 4	3,518	3.7 %	440	15	3.53 %
61. 10. 4	3,625	3.0 %	454	14	3.18 %
62. 10. 4	3,706	2.2 %	464	10	2.20 %
63. 10. 4	3,818	3.0 %	478	14	3.02 %
1. 10. 4	3,974	4.1 %	497	19	3.97 %
2. 10. 4	4,167	4.9 %	521	24	4.83 %
3. 10. 2	4,373	4.9 %	547	26	4.99 %
4. 10. 2	4,558	4.2 %	571	24	4.39 %
5. 10. 1	4,701	3.1 %	589	18	3.15 %
6. 10. 1	4,815	2.4 %	602	13	2.21 %
7. 10. 1	4,921	2.2 %	616	14	2.33 %
8. 10. 1	5,020	2.0 %	629	13	2.11 %
9. 10. 1	5,126	2.1 %	642	13	2.07 %
10. 10. 1	5,215	1.7 %	652	10	1.56 %
11. 10. 1	5,260	0.9 %	658	6	0.92 %
12. 10. 1	5,300	0.8 %	663	5	0.76 %
13. 10. 1	5,335	0.7 %	667	4	0.60 %
14. 10. 1	—	—	667	0	0.00 %
16. 10. 1	—	—	668	1	0.15 %
17. 10. 1	—	—	671	3	0.45 %
18. 10. 1	—	—	675	4	0.60 %
19. 10. 27	—	—	689	14	2.07 %
20. 10. 26	—	—	701	12	1.74 %
21. 10. 1	—	—	702	1	0.14 %
22. 10. 22	—	—	714	12	1.71 %
23. 10. 1	—	—	717	3	0.42 %
24. 9. 30	—	—	724	7	0.98 %
25. 10. 19	—	—	737	13	1.80 %
26. 10. 1	—	—	753	16	2.17 %
27. 10. 1	—	—	771	18	2.39 %
28. 10. 1	—	—	795	24	3.11 %
29. 10. 1	—	—	820	25	3.14 %
30. 10. 1	—	—	846	26	3.17 %
元. 10. 1	—	—	873	27	3.19 %
2. 10. 1	—	—	874	1	0.11 %

注1) 飯南郡、多気郡、度会郡、北牟婁郡、南牟婁郡は、昭和48年3月1日。

注2) 1日の所定労働時間が当該事業場の一般労働者の所定労働時間より短い者、但し、理容師見習、美容師見習については、1時間118円。

注) 平成14年度より時間額単独方式に移行。平成15年度は時間額の改正無し。

2021年7月21日

三重労働局 御中

日本労働組合総連合会三重県連合会
会 長 番条 喜芳
(公印省略)

三重地方最低賃金審議会への情報提供について

三重地方最低賃金審議会の審議にあたり、連合三重の第3次（最終）回答・妥結結果報告ならびに 通勤者からみる県外との関係図（通勤者1,000人以上）について情報の提供を行いますので、共有していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 概 要

(1) 連合三重の第3次（最終）回答・妥結結果報告 【別紙参照】

連合三重 2021 春季生活闘争における要求、回答・妥結の集計結果（7月9日）は、要求では集計組合数 150 組合、集計組合員数 39,825 人で、加重平均で 6,914 円（定昇相当分 5,072 円、賃上げ分 3,346 円）となりました。

回答・妥結では、集計組合数 147 組合、集計組合員数 39,324 人で、加重平均で 5,199 円（定昇相当分 5,060 円、賃上げ分 1,096 円）となり、同時期の全国平均（加重平均 5,180 円）を上回る賃上げ結果となりました。また、300 人未満の賃上げ分が 1,615 円と全体の中で高い傾向値を示していることが今春闘の特長であり、規模間格差の是正に向けて前進となる結果となりました。

(2) 通勤者からみる県外との関係図（通勤者1,000人以上） 【別紙参照】

三重県は、平成 27 年国税調査をもとに統計課において通勤者における県外との関係図を作成しています。特に近隣県である愛知県への通勤者は 34,287 人と非常に多く、大阪府では 5,206 人となっており、「地域間格差の縮小を求める意見」を重視する必要がある状況にあります。

2. その他

ご不明な点がございましたら、連合三重労働局（副事務局長 太田、伊藤）までお願いいたします。

以 上

連合三重2021春季生活闘争 平均賃上げ方式集計結果(第3次集計 最終)

集計日:2021年7月9日

【要求集計結果】

平均方式 (加重平均)	2021年7月9日						2020年7月9日									
	集計			率			昨年対比			集計			率			
	組合数	組合員数	計	定昇相当	賃上げ分	計	定昇相当	賃上げ分	額計	率計	計	定昇相当	賃上げ分	計	定昇相当	賃上げ分
300人未満 計	150組合	39,825人	6,914円	5,072円	3,346円	2.27%	1.66%	1.11%	▲ 1,762円	▲ 0.59%	8,676円	5,404円	3,699円	2.86%	1.72%	1.18%
~99	73組合	5,589人	7,040円	4,471円	3,443円	2.65%	1.65%	▲ 969円	▲ 0.44%	8,009円	4,375円	4,072円	3.09%	1.63%	1.48%	
100~299	45組合	1,781人	6,599円	4,291円	3,185円	2.64%	1.58%	▲ 1,527円	▲ 0.66%	8,126円	4,275円	4,140円	3.30%	1.64%	1.46%	
300人以上 計	28組合	3,808人	7,247円	4,534円	3,534円	2.66%	1.67%	▲ 725円	▲ 0.38%	7,972円	4,402円	4,054円	3.04%	1.63%	1.49%	
300~999	77組合	34,236人	6,893円	5,152円	3,329円	2.22%	1.67%	▲ 1,936円	▲ 0.60%	8,829円	5,578円	3,628円	2.82%	1.73%	1.14%	
1000~	29組合	6,697人	6,817円	4,724円	4,254円	2.18%	1.61%	▲ 1,481円	▲ 0.52%	8,298円	4,905円	4,392円	2.70%	1.51%	1.40%	
	48組合	27,539人	6,911円	5,242円	3,106円	2.22%	1.67%	▲ 2,036円	▲ 0.61%	8,947円	5,693円	3,462円	2.83%	1.75%	1.11%	

【回答・妥結集計結果】

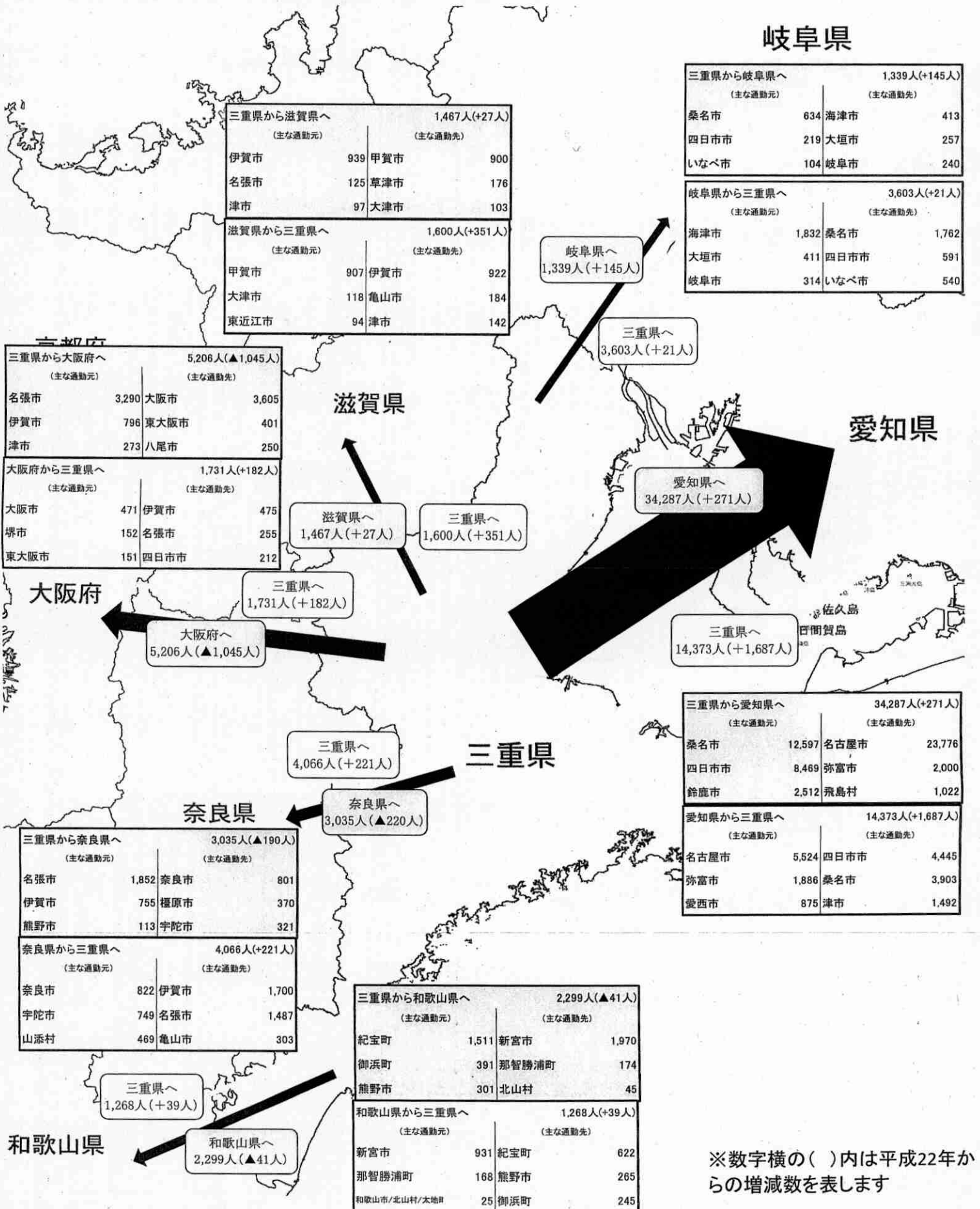
平均方式 (加重平均)	2021年7月9日						2020年7月9日								
	集計			率			昨年対比			集計			率		
	組合数	組合員数	計	定昇相当	賃上げ分	計	定昇相当	賃上げ分	額計	率計	計	定昇相当	賃上げ分	計	定昇相当
300人未満 計	147組合	39,324人	5,199円	5,060円	1,096円	1.70%	1.64%	▲ 842円	▲ 0.26%	6,041円	5,340円	1,235円	1.96%	1.69%	0.43%
~99	72組合	5,525人	4,778円	4,417円	1,615円	1.69%	1.62%	146円	▲ 0.03%	4,632円	4,032円	1,447円	1.72%	1.39%	0.69%
100~299	44組合	1,717人	4,544円	3,997円	1,318円	1.76%	1.52%	101円	0.03%	4,443円	4,260円	1,343円	1.73%	1.37%	0.51%
300人以上 計	28組合	3,808人	4,884円	4,577円	1,733円	1.66%	1.66%	193円	▲ 0.05%	4,691円	3,976円	1,471円	1.71%	1.39%	0.73%
300~999	75組合	33,799人	5,268円	5,137円	926円	1.70%	1.64%	▲ 1,079円	▲ 0.31%	6,347円	5,536円	1,199円	2.01%	1.71%	0.38%
1000~	25組合	5,538人	4,959円	4,824円	1,167円	1.74%	1.64%	27円	0.19%	4,932円	4,695円	1,370円	1.55%	1.43%	0.35%
	50組合	28,261人	5,330円	5,194円	850円	1.69%	1.64%	▲ 1,314円	▲ 0.38%	6,644円	5,690円	1,182円	2.07%	1.74%	0.38%

※「定昇相当分」と「賃上げ分」のいずれかが未入力の組合もあるため、必ずしも「計」は「定昇相当分」+「賃上げ分」と一致しません。

【図1】通勤者からみる県外との関係図(通勤者数1,000人以上)

平成27年国勢調査から統計課で作成

(表示内容)
 「三重県から県外への通勤者」及び「県外から三重県への通勤者」が1,000人以上のものについて図示
 ※矢印が太いほど、通勤者数が多い。
 各府県で、主な通勤元(住んでいる市町)及び通勤先(働いている市町)を表に記載



※数字横の()内は平成22年からの増減数を表します

三 夕 協 第 2 1 5 号

令 和 3 年 7 月 1 3 日

三重県地方最低賃金審議会

会 長 安 井 広 伸 様

一般社団法人三重県タ

会 長 末

地域別最低賃金額改定の審議について（要請）

謹啓 平素はタクシー乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度の新型コロナウイルス感染症の影響は、昨年及び今年とタクシー事業におきましても極めて深刻であり、特に観光客の激減、各種イベント等の中止、テレワークの推進、外出の自粛要請などにより、協会会員会社のタクシーによる令和元年度と令和2年度の営業収入が約37.1%減、特に伊勢志摩においては約51.1%減という甚大な影響を受けております。

従いまして、多くの事業者におきましては、雇用調整助成金の特例措置の補助金申請をしておりますが、最低賃金に見合う営業収入に満たないため、事業者が負担する事態になっております。そもそも労働力不足による経営基盤の脆弱が進んでいるところへの直撃で、退出を余儀なくされる事態に陥っております。

感染の収束が見通せない中、タクシー事業者はこうした状況の下、雇用調整助成金等の支援措置を最大限活用しながら運転者の雇用を守りつつ、一方で県民の安定的な移動の確保・維持に日夜必死に努力を続けております。

現在の経済情勢下において、最低賃金の引き上げは、タクシー事業者に与える影響は計り知れず、雇用が守れず、結果事業の縮小、退出ひいては交通網への悪影響といったことにつながるものと考えます。

貴会におかれましては、タクシー業界の実情に一層のご理解を賜わり、今回の最低賃金の引き上げにつき、慎重の上にも慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

謹白



三重県全事業者輸送実績調
(令和2年度 対 令和元年度)

(一社) 三重県タクシー協会

	事業用自動車		走行キロ				乗客運送収入		乗客運送収入 (税金抜き) (円)	戻受 消費税 (円)	乗客1人 1回当り		月末 在籍車 (両)	月末 運転者 (人)
	延長在 車両数 (日車)	延長働 車両数 (日車)	実働率 (%)	実車キロ (km)	空車キロ (km)	計 (km)	実車率 (%)	乗客運送収入 (円)			乗客1人 1回当り 乗車率 (km)	乗客1人 1回当り 運送収入 (円)		
令和 2年度	386,023	222,769	57.7	9,586,400	14,120,995	23,707,395	40.4	4,344,519,320	438,516,609	106.4	19,502	3.9	1,056	1,118
令和 元年度	408,703	268,236	65.6	16,589,151	20,841,432	37,430,583	44.3	6,864,684,738	614,860,460	139.5	25,592	4.2	1,103	1,244
比較	-22,680 %	-45,467 %	-7.9 %	-7,002,751 %	-6,720,437 %	-13,723,188 %	-3.9 %	-2,520,165,418 %	-176,343,851 %	-33.1 %	-6,090 %	-0.4 %	-47 %	-126 %
増加率	-5.5 %	-17.0 %	-12.1 %	-42.2 %	-32.2 %	-36.7 %	-8.8 %	-36.7 %	-28.7 %	-23.7 %	-23.8 %	-8.8 %	-4.3 %	-10.1 %

(1) キロ当たり運賃の実績

区分	実車 キロ当り	総走行 キロ当り
令和 2年度	円 銭 453.20	円 銭 183.26
令和 元年度	円 銭 413.81	円 銭 183.40
比較	円 銭 39.39 %	円 銭 -0.14 %
増加率	9.5 %	-0.1 %

(2) 1回当り運賃の比較

	令和 2年度	令和 元年度
円	1,752	1,753
比較	-1	
増加率	-0.1 %	

交通圏別輸送実績 (対前年比)

交通圏	月末 車両数	月末運 転者数	延実在 車両数	延実動 車両数	実働率	総走行キロ (km)	実車キロ (km)	実車率	輸送回数 (回)	輸送人員 (人)	営業収入 税抜き(円)	令和2年度			
												1車1回当 実車キロ	1車1回当 実車キロ		
北勢	2年度	433	490	158,977	95,592	60.1	11,849,122	4,906,281	41.4	1,184,748	1,572,826	2,211,171,730	124.0	23,131	4.1
	元年度	449	551	167,992	110,907	66.0	17,640,613	7,897,926	44.8	1,743,557	2,428,462	3,289,850,000	159.1	29,663	4.5
	比較	-16	-61	-9,015	-15,315	-5.9	-5,791,491	-2,991,645	-3.4	-558,809	-855,636	-1,078,678,270	-35.1	-6,532	-0.4
	増加率	-3.6%	-11.1%	-5.4%	-13.8%	-8.9%	-32.8%	-37.9%	-7.5%	-32.0%	-35.2%	-32.8%	-22.1%	-21.2%	-8.6%
津	2年度	181	214	68,836	41,651	60.5	3,955,401	1,533,045	38.8	400,691	533,720	706,421,370	95.0	16,960	3.8
	元年度	188	217	67,210	43,076	64.1	6,023,828	2,710,227	45.0	658,835	928,364	1,116,261,250	139.8	25,914	4.1
	比較	3	-3	1,626	-1,425	-3.6	-2,068,427	-1,177,182	-6.2	-258,144	-394,644	-409,839,880	-44.9	-8,953	-0.3
	増加率	1.6%	-1.4%	2.4%	-3.3%	-5.6%	-34.3%	-43.4%	-13.9%	-39.2%	-42.5%	-36.7%	-32.1%	-37.1%	-34.6%
松阪	2年度	125	136	45,660	27,459	60.1	2,652,212	1,080,584	40.7	330,662	448,414	488,474,280	96.6	18,153	3.3
	元年度	125	148	46,330	33,307	71.9	4,333,111	1,893,687	43.7	529,709	719,560	770,391,120	130.1	23,130	3.6
	比較	0	-12	-670	-5,848	-11.8	-1,680,899	-813,103	-3.0	-199,047	-271,146	-271,916,840	-33.5	-4,977	-0.3
	増加率	0.0%	-8.1%	-1.4%	-17.6%	-16.3%	-38.8%	-42.9%	-6.8%	-37.6%	-37.7%	-35.3%	-25.8%	-24.3%	-8.6%
伊勢志摩	2年度	204	192	75,556	37,998	50.3	3,243,742	1,299,992	40.1	332,810	538,251	589,953,220	85.4	15,526	3.9
	元年度	238	228	88,575	57,041	64.4	6,448,296	2,869,604	44.5	653,291	1,198,265	1,205,730,430	113.0	21,138	4.4
	比較	-34	-36	-13,019	-19,043	-14.1	-3,204,554	-1,569,612	-4.4	-320,481	-660,034	-615,777,210	-27.7	-5,612	-0.5
	増加率	-14.3%	-15.8%	-14.7%	-33.4%	-21.9%	-49.7%	-54.7%	-9.9%	-49.1%	-55.1%	-51.1%	-24.5%	-26.5%	-11.1%
伊賀	2年度	77	63	27,504	14,857	54.0	1,549,249	603,105	38.9	171,174	216,973	259,466,020	104.3	17,464	3.5
	元年度	77	67	29,080	18,001	61.9	2,368,597	985,505	41.6	254,887	347,950	383,094,220	131.6	21,282	3.9
	比較	0	-4	-1,576	-3,144	-7.9	-819,348	-382,400	-2.7	-83,713	-130,977	-123,628,200	-27.3	-3,818	-0.3
	増加率	0.0%	-6.0%	-5.4%	-17.5%	-12.7%	-34.6%	-38.8%	-6.4%	-32.8%	-37.6%	-32.3%	-20.8%	-18.6%	-8.9%
尾鷲南紀	2年度	26	23	9,490	5,212	54.9	457,669	163,393	35.7	60,342	83,588	79,032,700	87.8	15,164	2.7
	元年度	26	33	9,516	5,904	62.0	616,138	232,202	37.7	75,678	108,830	99,357,718	104.4	16,829	3.1
	比較	0	-10	-26	-692	-7.1	-158,469	-68,809	-2.0	-15,336	-25,242	-20,325,018	-16.5	-1,665	-0.4
	増加率	0.0%	-30.3%	-0.3%	-11.7%	-11.5%	-25.7%	-29.6%	-5.3%	-20.3%	-23.2%	-20.5%	-15.9%	-9.7%	-11.7%
合計	2年度	1,056	1,118	386,023	222,769	57.7	23,707,395	9,586,400	40.4	2,480,427	3,393,772	4,344,519,320	106.4	19,502	3.9
	元年度	1,103	1,244	408,703	268,236	65.6	37,430,583	16,589,151	44.3	3,915,957	5,731,451	6,864,884,738	139.5	25,592	4.2
	比較	-47	-126	-22,680	-45,467	-7.9	-13,723,188	-7,002,751	-3.9	-1,435,530	-2,337,679	-2,520,165,418	-33.1	-6,090	-0.4
	増加率	-4.3%	-10.1%	-5.5%	-17.0%	-12.1%	-36.7%	-42.2%	-8.8%	-36.7%	-40.8%	-36.7%	-23.7%	-23.8%	-8.8%

2021年 7月 20日

三重地方最低賃金審議会
会 長 安井 広伸 様

三重県労働組合総連合会
議長 白井 照 様

2021年度三重地方最低賃金の引き上げ要請について

労働者の労働条件の向上と地域経済の健全な発展に向けご尽力いただいていることに敬意を表します。

14日中央最低賃金審議会小委員会がまとめた一律28円引き上げをまとめましたが、最低生計費調査に基づく私達の要求である時給1500円にほど遠く、菅首相が表明した「加重1000円」からも程遠いものであります。

消費税引き上げに続く、「新型コロナウイルス」禍が追い打ちをかけ、保障無きに等しい非常事態宣言やまん延防止等重点措置により日本経済は深刻な危機に直面しています。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者、飲食・観光関連労働者の多くが非正規労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いており、最低賃金が低い地域ほど経済的ダメージはより深刻です。この難局を乗り越えるには、最低賃金を1500円に引き上げて国民購買力を引き上げることが不可欠です。

いま委員会のみなさまにお願いしたいのは、最低賃金近傍の低賃金で働いている労働者の実状を肌で感じていただきたいということです。そして労働者に元気を与えるとともに、三重県の活性化のためにも最低賃金の大幅引き上げを願うものです。

今欧米では最低賃金の大幅な引き上げや消費税の引き下げが進められています。私達も、最低賃金の大幅な引き上げが国民購買力の向上をうながし、不況を乗り越える唯一の道と考えます。

いま求められているのは、最低賃金の大幅に引き上げと中小零細企業への早急な直接支援策を行うことです。さらに、労働者の雇用環境の改善、労働者の最低生活を守るうえで労働行政に従事する監督官等の増員と、機構の拡充が強く求められています。こうした状況を改善する立場から、下記事項について貴審議会に強く要請します。

記

1. 地域最低賃金額を直ちに1500円に引き上げ、労働者の生計費原則に基づいた「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
2. 専門部会を公開し、非正規労働者、あるいは最低賃金生活体験者自身が意見陳述を行う機会を設けること。
3. 最低賃金を引き上げ、地域間格差の解消、中小企業負担を軽減する直接支援の導入。働く労働者の社会保険料負担の減額制度を検討すること。

以上



2021年4月22日

三重県地方最低審議会
会長様

UA 三重県支部

三重県最低賃金の改定に向けた要請について

〔要請内容〕

1. 経済財政諮問会議で菅総理は「賃上げの流れを中小企業や地方に広げ最低賃金を早期に全国平均で1,000円にする」と意欲を示した。また経団連中西会長も「地方を優先的に最低賃金の底上げをして東京からの人の流れを生みだすべき」と提言している。
三重県最低賃金も、公正公平な労働基準と実効性の高い賃金水準の確保に向けて、UAゼンセンが目指す時間額1,040円に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保される諸施策の実効性を高めること。
3. 三重県地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している有期雇用労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

1月の三重県内経済情勢は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、業種により好調な企業はあるものの、生産分野では「持ち直しつつある」、個人消費でも「持ち直しの動きがある」との見方である。企業の生産活動も「厳しい状況が続いているものの、持ち直しの動きがみられる」と判断する。

先行きについては、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、引き続き持ち直していくことが期待されるが、感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。

三重県内の雇用情勢は有効求人倍率(2月時点)1.1倍と緩やかに持ち直し一定の水準を維持していることから「求人が底堅く推移していることで求人が求職を上回っているものの、雇用情勢に厳しさは見られる」と判断する。新型コロナ感染症の感染拡大の状況により三重県の経済情勢の先行きに不透明感はあるものの、新しい生活スタイル・企業スタイルを実行しながら緩やかに経済・雇用情勢の回復が必要である。

日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは社会の持続的な発展基盤も揺るがしかねず、安定した生活を営むには賃上げによる賃金上昇や均衡均等待遇による全体の底上げが必要であり、日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限の生活」が保障されているとは言えない。

三重県地方最低賃金審議会は、社会的最低賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の発揮を求める。

UAゼンセン三重県支部は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以上

2021賃金闘争 妥結集計(正社員・部門別)

平均賃金(単純平均) < 要求内容は賃金引上分金額記入組合のみ > 4月1日 10:00現在

部門名	参加組合数	妥結組合数	妥結進捗率	要求内容			妥結内容			労務構成						
				体系維持原資	賃金引上分	総合計	体系維持原資	賃金引上分	総合計	算定基礎賃金	組合員数	平均年齢	平均勤続			
製造産業部門	747	245	32.8%	4,468	2,518	6,894	4,429	520	4,217	4,467	1,631	5,980	256,991	438	40.1	14.4
流通部門	477	97	20.3%	4,034	5,270	9,529	4,046	2,585	6,856	4,156	1,900	6,803	283,117	1,736	39.3	13.3
総合サービス部門	595	60	10.1%	5,554	3,696	8,858	5,495	1,714	6,559	5,329	2,301	7,061	282,779	590	38.8	9.8
UAゼンセン計	1,819	402	22.1%	14,056	11,484	25,540	14,070	5,219	19,289	14,914	6,902	21,196	1,023,887	2,018	35.7	13.5

※上段 額、中段 率(%)、下段 組合数(金額記入のあるもの)。体系維持原資、賃金引上分および総合計は賃金引上分の要求金額未記入のX組合を除いて集計。
 ※体系維持原資と賃金引上分は賃金体系維持が不明な組合(Y組合)との集計のため、二つの和は総合計と一致しない。

平均賃金(加重平均)

部門名	参加組合数	妥結組合員数	妥結進捗率	要求内容			妥結内容			労務構成						
				体系維持原資	賃金引上分	総合計	体系維持原資	賃金引上分	総合計	算定基礎賃金	組合員数	平均年齢	平均勤続			
製造産業部門	170,899	107,271	62.8%	5,378	2,312	7,429	5,323	651	5,631	5,620	1,650	7,459	300,993	107,271	39.6	15.2
流通部門	325,093	168,424	51.8%	1,777	84	2,58	1,75	0.24	1.89	1.86	0.59	2.45	107,271		91.725	82.784
総合サービス部門	186,494	35,396	19.0%	4,360	5,106	9,626	4,365	2,441	6,867	4,305	2,102	6,877	292,865	168,424	39.3	12.7
UAゼンセン計	682,486	311,091	45.6%	115,191	115,191	168,424	115,191	115,191	168,424	88,953	88,953	169,752	167,954		150.902	147.626
				5,695	3,149	8,497	5,557	1,656	6,680	5,073	2,739	7,304	299,750	35,396	38.9	9.9
				1.93	1.10	2.89	1.87	0.57	2.24	1.68	0.93	2.53	35,396		30.849	25.442
				16,070	15,601	34,927	16,070	15,601	34,927	23,489	23,489	49,782	296,457	311,091	39.3	13.2
				4,866	4,243	8,964	4,836	1,930	6,554	4,906	2,012	7,107	310,621		273,476	255.852
				1.62	1.44	3.10	1.60	0.66	2.24	1.61	0.68	2.39				
				219,185	173,489	265,395	219,185	173,489	265,395	181,887	181,887	302,068				

※上段 額、中段 率(%)、下段 組合員数(金額記入のあるもの)。体系維持原資、賃金引上分および総合計は賃金引上分の要求金額未記入のX組合を除いて集計。
 ※体系維持原資と賃金引上分は賃金体系維持が不明な組合(Y組合)との集計のため、二つの和は総合計と一致しない。

2021賃金闘争 妥結集計 (パートタイマー・部門別)

部門別 単純平均	部門名	妥結 組合数	要求内容			妥結内容			前年同時期妥結(2020.4.1.10:00)			4月1日10:00現在 労務構成		
			合計	制度 昇給計	引上げ計	合計	制度 昇給計	引上げ計	合計	制度 昇給計	引上げ計	算定基 礎時給	組合員 数平均	平均 勤続
	製造産業部門	0												
	流通部門	79	40.7	13.4	28.6	23.8	12.6	11.9	31.0	11.5	19.6	1,010.4	4,922	7.5
	総合サービス部門	37	4.08	1.32	2.82	2.38	1.24	1.18	3.12	1.16	1.97			
			79	58	58	79	61	61	116	80	80	78	79	54
			37.3	12.3	30.7	21.5	9.6	17.2	29.0	13.7	17.1	1,112.7	1,118	6.6
			3.35	1.05	2.67	1.92	0.83	1.51	2.70	1.25	1.58			
			37	23	23	37	15	15	53	28	28	37	37	21
	UAゼンセン計	116	39.6	13.1	29.2	23.0	12.0	12.9	30.3	12.1	18.9	1,043.3	3,709	7.2
			3.85	1.25	2.78	2.24	1.16	1.25	2.99	1.18	1.87			
			116	81	81	116	76	76	169	108	108	115	116	75

部門別 加重平均	部門名	妥結 組合員数	要求内容			妥結内容			前年同時期妥結(2020.4.1.10:00)			4月1日10:00現在 労務構成		
			合計	制度 昇給計	引上げ計	合計	制度 昇給計	引上げ計	合計	制度 昇給計	引上げ計	算定基 礎時給	組合員 数合計	平均 勤続
	製造産業部門	0												
	流通部門	388,853	37.8	10.4	26.9	23.3	10.1	13.4	29.5	8.9	20.6	1013.9	388,853	7.3
	総合サービス部門	41,378	3.80	1.04	2.68	2.36	1.03	1.35	2.97	0.90	2.06			
			388,853	352,904	352,904	388,853	357,511	357,511	455,864	383,059	383,059	388,513		298,992
			29.1	13.8	19.7	20.9	11.1	11.4	25.3	10.5	14.8	1154.0	41,378	6.6
			2.50	1.14	1.66	1.83	0.98	1.01	2.41	0.98	1.41			
			41,378	28,585	28,585	41,378	17,746	17,746	99,927	64,206	64,206	41,378		24,781
	UAゼンセン計	430,231	37.0	10.6	26.4	23.1	10.2	13.3	28.7	9.1	19.8	1027.3	430,231	7.3
			3.67	1.05	2.60	2.31	1.03	1.33	2.87	0.91	1.96			
			430,231	381,489	381,489	430,231	375,257	375,257	555,791	447,265	447,265	429,891		323,773

※上段 額、中段 率(%)、下段 単純平均は組合数・加重平均は組合員数(金額記入のあるもの)。
 ※昇給昇格分と賃金引上分は両方に数値入力のため、二つの和は総合計と一致しない。